

出家者の修行場所

— 『根本説一切有部毘奈耶臥坐具事』 *Śayanāsanavastu* の和訳 (2)—

岩田 朋子

はじめに

根本説一切有部が伝持した律蔵 *Mūlasarvāstivādinaya* (以下, MSV) の中, 韃度部¹に含まれる 15 番目の章 *Śayanāsanavastu* (以下, ŚAV) — 出家者の修行生活場所に関する規則の集成 — について, サンスクリット原典からの和訳を試みる。筆者はすでに『インド学チベット学研究』第 15 号の「出家者の生活場所— 『根本説一切有部毘奈耶臥坐具事』 *Śayanāsanavastu* の和訳 (1) —」において, この章の前半部分の翻訳を発表している。本稿では, 後半部分の翻訳を試みる。ŚAV の主題は, ヴィハーラ (*vihāra* / 漢訳: 精舎, 房) の布施とその享受, そして運営である。本章前半部分の主な内容は, アナータピンダダ (給孤独長者) による祇園精舎の布施物語であり, ヴィハーラなどの宗教施設の布施を僧団が受け取ることとなった経緯を示している。

今回翻訳を試みる後半部分では, アナータピンダダの過去世物語とヴィハーラの運営方法が主に説かれている。まず, 祇園精舎の布施物語に関連して, アナータピンダダがなぜ現在世において祇園精舎を布施したのかが, 彼の過去世物語によって述べられている。彼は, 過去世においても王子から土地を買い取り, 過去の六人のブツダそれぞれに対してそれを布施したのだと説かれている。同様に未来世においても, 彼は王子から土地を買い取りマイトレーヤに対しても布施をなすであろうとされる。その後, 彼はマイトレーヤのもとで出家し, 修行生活を送り, 阿羅漢果を獲得するであろうと言及される。ここからアナータピンダダに僧団への大いなる布施を象徴する人物として焦点があてられているのがわかる。

この物語に続き, ヴィハーラなどの宗教施設について, 僧団がそれを享受し如何に運営しようとしたかが示されている。たとえば, 祇園精舎の布施物語には後日譚があり, 井戸など様々な施設が増築される様子が描写される。そのなかで, シュラーヴァスティーでは祇園精舎の井戸水が

¹ 律蔵はその構成内容から, (1) *prātimokṣa* (波羅提木叉 / 戒条文) ・ (2) *sūtravibhaṅga* (經分別 / 戒条文の制定と因縁譚) ・ (3) *khandaka* (韃度部 / 律条文の制定と因縁譚), そして (4) (*parivāra* / 主に (2) と (3) の補足) に分類される。(1) と (2) は個人が遵守しなければならない規定 (戒) について, (3) は集団生活に関する規定 (律) について述べられている。従って, ŚAV は (3) の部分に分類される。

評判となり、人々が押し掛けるが、比丘達は当初それを隠してしまう。しかし、井戸の公共性を訴える人々から批判され、僧園領域内にある井戸を在家者と僧団とが共同で使用することが定められたとある。つまり、僧園は出家修行者にとって修行生活を送る場所のひとつであるが、一方、社会的には公共施設としての役割を期待される場所でもあったことが指摘できる。

さらに、宗教施設で修行生活を行わない阿蘭若比丘が、盗難などの被害を受けて修行どころではなくなる場面がある。彼らが阿蘭若での修行生活を維持できるように、宗教施設で修行生活を行う比丘達が布施物を配分するなどという記述もある。これらの記述から、僧園を中心に構築された「出家修行者と在家者との相互依存関係」そして「出家修行者間の協力関係」を伺い知ることができる。

以下に試みる ŚAV 後半部分の翻訳では、他の律藏（上座部所属の Vinaya Piṭakam (=以下『パーリ律』)、法藏部所属の『四分律』、彌沙塞部所属の『五分律』、説一切有部所属の『十誦律』、大衆部所属の『摩訶僧祇律』)には見られない内容が多く含まれている。それを示すことによって、ŚAV の特徴を明らかにしたい。なお、ŚAV の構成一覧について、また使用したサンスクリット語テキスト、チベット語訳、先行研究、比較した諸律臥坐具韃度相当箇所については、上掲前稿を参照されたい。

【略号】

- Gnoli = Gnoli 本
- D = Taipei (Sde-dge) Edition
- P = Peking Edition
- Divyāvadāna = *The Divyāvadāna: Collection of Early Buddhist Legends*, edited by E. B. Cowell and R. A. Neil, Orig. pub., Cambridge, 1886; Reprint ed., Delhi: Indological Book House, 1987.
- Apte = *The Practical Sanskrit-English Dictionary*, edited by Prin. Vaman Shivaram Apte, revised and enlarged edition, Orig. pub., Poona, 1957; Reprint ed. Kyoto: Rinsen Book Company, 1998.
- BHSg, BHSD = *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, volumes I-II, edited by Franklin Edgerton, Orig. pub., London, 1953; Reprint ed., Kyoto: Rinsen Book co., 1985.
- PED = *The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*, edited by T. W. Rhys Davids and William Stede, Oxford, 1921-1925; Reprint ed., 1999.
- 藏漢大辭典 = 勤縣江主莉 『藏漢大辭典』 北京：民族出版社，1998.
- Das = *A Tibetan-English Dictionary*, edited by Sarat Chandra Das, Calcutta, 1902.
- Jäschke = *A Tibetan-English Dictionary*, edited by Heinrich August Jäschke, Orig. pub., London, 1881; Reprint ed., Kyoto: Rinsen Book Company, 1993.
- Lokesh Chandra = *Tibetan-Sanskrit Dictionary*, edited by Lokesh Chandra, New Delhi, 1959.

- DPPN = *Dictionary of Pāli Proper Names*, by G. P. Malalasekera, Orig. pub., 1937-1938; Reprint ed., New Delhi: Munshiram Manoharlal publishers Pvt Ltd., 1995.
- 『印度仏教固有名詞辞典』 = 赤沼智善 『印度仏教固有名詞辞典』 京都: 法蔵館, 1967.
- Schopen = Gregory Schopen, "Hierarchy and Housing in a Buddhist Monastic Code: A Translation of the Sanskrit Text of the *Śayanāsanavastu* of *Mūlasarvāstivāda-vinaya*, Part One [from the Sanskrit]", *Buddhist Literature*, vol. 2 (2000), pp. 92-196.

※なお、訳文中の記号については、

<> = Gnoli 本において<>で囲まれている部分を指す。写本には無いが、Gnoli が補足したものの。Tib 訳から再構築した箇所もある。

《》 = Gnoli 本において・・・と記され、Skt テキストが記されていない部分を指す。この箇所については Tib 訳から和訳した。

[] 内に記した頁数は Gnoli 本の頁の開始位置である。

見出しには Gnoli の用いる英文見出しを用いた。これは Gnoli 本の巻末に付してある目次との対照を容易にするためである。

臥坐具事 和訳 (2)

[p.27, l.18] *Previous births of Anāthapiṇḍada at the time of the seven Buddhas*

疑問を生じた比丘達は、あらゆる疑問の破砕者である仏・世尊に質問した。

「大徳よ。アナータピンダダ長者は、何時、この土地を過去の正等覚者達に対して、往時に奉献したのでしょうか。」と。

世尊は答えた。

昔のことだ。比丘達よ。第九十一劫において、ヴィパシュイン (Vipaśyin) という名の正等覚者が世間に現れた。〔彼は〕明行具足・善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・仏・世尊であった²。〈彼は〉六万二千の比丘達に取り囲まれ、この土地に到着した。さて、その時、このシュラーヴァスティーにおいて、ティシュヤ (Tīśya)³ という名の長者が居た。彼 (=ティシュヤ長者) によって、この土地は六クロシャ〔に渡り〕金貨の数々で敷き詰められて、王子から買い取られて後、ヴィパシュイン正等覚者に奉獻された。〔そして、ティシュヤは、〕彼 (=ヴィパシュイン正等覚者) のもとで出家して後⁴、あらゆる煩悩を捨て去って、阿羅漢性を現証した。ティシュヤ長者の甥は、彼 (=ティシュヤ長者) との交際から、ヴィパシュイン如来に対して、大変に心が浄らかになった。彼 (=ティシュヤの甥) は、ヴィパシュイン正等覚者の [p. 28] 髮爪塔を建立した。彼 (=ティシュヤの甥) は〔以下の様に〕考えた。

² ここにおける過去仏についての文言も有部系文献に見られる定型句として指摘されている。Cf. 平岡聡 『説話の考古学』 東京: 大蔵出版, 2002, p. 166.

³ チベット訳では rgyal という名の長者である (P. 196b3; D. 206a2)。

⁴ 原文 (Gnoli, p. 27, l. 29) では pravraiya であるが、チベット訳の rab tu byung nas (P. 196b4; D. 206a3) により pravrajya に訂正して読む。

“私が、昼夜の間、それ（＝髪爪塔）を妨げられることなく眺めることができる様な、その様な手段はあるのだろうか。”と。

彼（＝ティシュヤの甥）の配下の者であり⁵、海岸に住する者が、輝きを本質として有する宝石と財宝とを装飾品として献上した。〔そこで、〕彼（＝ティシュヤの甥）は、それ（＝宝石と財宝）をチャイティヤ⁶の上に置いた。それ（＝宝石と財宝）の威力に基づき、彼は、かの髪爪塔を、昼夜の間、妨げられることなく見た。それから、浄心を生じた〔ティシュヤの甥〕は、誓願を立てた。

「この土地が、私の叔父（＝ティシュヤ長者）によって王子から買い取られ、黄金の金貨が敷き詰められ、ヴィバシュイン正等覚者に奉獻された様に、その様に、私がこの土地を、黄金と金貨を敷き詰めることにより、七人の正等覚者達に奉獻できますように。そして、彼らの中の最後の御方、その御方のもとで出家し、あらゆる煩惱を捨て去って阿羅漢性を現証することができまうように」と。

比丘達よ。どう思うか。その時、その折りに、かの長者（＝ティシュヤ）の甥であった者、その者こそ、このアナータピンダダ長者なのだ。

それから現在までの間、第三十一劫に、シキン（Śikhin）という名の師、-この間、〔仔細は〕前述の通り⁷、仏・世尊が世間において現れた。〈彼（＝シキン）は〉六万の比丘を眷属として、〈この土地に〉到着した。さて、また、その時、プシュヤ（Puśya）という名の長者が居た。彼（＝プシュヤ）により、この土地は、二コーシャと半分〔に渡り〕宝石の数々で敷き詰められ、王子から買い取られて後、声聞サンガを有するシキン正等覚者に対して奉獻された。実に、比丘達よ。お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

“その時、その際の、そのプシュヤという名の長者であったのは誰か別人なのだ”と。実に、その様に見るべきではない。そうではなく、その時、その際他ならぬこの者こそ、そのアナータピンダダ長者だったのだ。

それから現在までの間、同じその第三十一劫において、ヴィシュヴァブッジュ（Viśvabhuj）という名の師、-この間、〔仔細は〕前述の通り、仏・世尊が世間に現れた。彼（＝ヴィシュヴァブッジュ）は六万の比丘を眷属として、この土地に到着した。実にその時、マールグ（Māghu）という名の長者が居た。彼（＝マールグ長者）によって、この土地は、二クロージャに渡り、真珠の数々でもって敷き詰められ、王子から買い取られて後、声聞サンガを有するヴィシュヴァブッジュ正等覚者に奉獻された。実に、比丘達よ。お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

[p. 29] “その時、その際のそのマールグという名の長者であったのは誰か別人なのだ。”と。実に、その様に見るべきではない。そうではなく、その時、その際他ならぬこの者こそ、そのア

⁵ 原文では tasyāntevasinā (Gnoli, p. 28, l. 3) である。Schopen が指摘通り、-antevasinā は-antevāsinā の誤りであろう。しかし、Schopen も指摘する様に、ここにおける、tasya が誰を指すのか、そして、antevāsin とはどのような人物なのかは不明瞭である。Schopen は tasya をティシュヤの甥と解釈している様で、“One of his dependents ...”と訳している (Schopen, p. 127; p. 189, note XIV.12)。しかし、tasya を「髪爪塔」を指すと考え、antevāsin を「塔に仕える者」とみること不可成ではなからう。しかし、ここでは、Schopen に従い、tasya をティシュヤの甥を指すと見なして訳す。

⁶ 原文でも caitye (Gnoli, p. 28, l. 4) であり、「髪爪塔」を指すと考えられる。ここでは、最初に出てきた keśanakhastūpaḥ (Gnoli, p. 28, l. 1) という「ストウーパ」が「チャイティヤ」と言い換えられている。

⁷ 以前 (Gnoli, p. 27, ll. 23-25) に記述された、ブッダに対する複数の呼称を省略したと考えられる。

ナータピンダダ長者だったのだ。

それから現在までの間、このバドラ劫において、クラクトゥスンダ (Krakutsunda) という名の師、-この間、〔仔細は〕前述の通り-、仏・世尊が世間に現れた。彼 (=クラクトゥスンダ) は、三万四千の比丘を眷属として、この土地に到着した。

実に、その時、バヴァダッタ (Bhavadatta) という名の長者が居た。彼によってまた、この土地は、牛の数々でもって一杯にされ⁸、王子から買い取られ、声聞サンガを有するクラクトゥスンダ正等覚者に対して、奉獻された。実に、比丘達よ。お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

“その時、その際のそのバヴァダッタという名の長者であったのは誰か別人なのだ。”と。実に、その様に見てはならない。そうではなく、その時、その際その他ならぬこの者こそ、そのアナータピンダダ長者だったのだ。

それから現在までの間、他ならぬこのバドラ劫において、人々の寿命が三万歳であった時、カナカムニ (Kanakamuni) という名の師、-この間、〔仔細は〕前述の通り-、仏・世尊が世間に現れた。彼 (=カナカムニ) は、三万の比丘達を眷属として、この土地に到着した。実にその時、ブリハスパティ (Bṛhaspati) という名の長者が居た。彼によってまた、この土地は衣の数々でもって敷き詰められ⁹、王子から買い取られ、声聞サンガを有するカナカムニ正等覚者に対して奉獻された。実に、比丘達よ。お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

“その時、その際のそのブリハスパティという名の長者であったのは誰か別人なのだ”と。実に、その様に見るべきではない。そうではなく、その時、その際その他ならぬこの者こそ、そのアナータピンダダ長者だったのだ。

それから現在までの間、他ならぬこのバドラ劫において、人々の寿命が二万歳であった時、カーシュヤパ (Kāśyapa) という名の正等覚者、-この間、〔仔細は〕前述の通り-、仏・世尊が世間に現れた。彼 (=カーシュヤパ) は二万の〔比丘を¹⁰〕眷属として有し、この土地に到着した。実にその時、アーシャーダ (Āśādha) という名の長者が居た。彼によっても、この土地は、半クローシャに渡り、黄金の麦粒の数々でもって敷き詰められ、王子から買い取られ、声聞サンガを有するカーシュヤパ正等覚者に対して奉獻された。実に、比丘達よ。お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

“その時、その際のそのアーシャーダという名の長者であったのは誰か別人なのだ。”と。実に、その様に見るべきではない。そうではなく、その時、その際その他ならぬこの者こそ、そのアナータピンダダ長者だったのだ。

[p. 30] 比丘達よ。今また、私という師が世間に現れた。〔私は〕如来・阿羅漢・正等覚者・明行具足・善逝・世間解・無上士・調御丈夫・天人師・仏・世尊である。私もまた、千二百五十人の〔比丘を〕眷属として、この土地に到着した。今また、アナータピンダダ長者によって、十六本の鋤で耕される範囲が、コーティもの敷物 (=金貨) で敷き詰められ¹¹、ジェータ王子から買

⁸ 距離についての描写はない。Tib の当該箇所 (P. 197a7; D. 206b7) も距離を記さない。

⁹ ここにおいても、距離の描写がない。Tib の当該箇所 (P. 197b2; D. 207a2-3) も距離を記さない。

¹⁰ チベット訳: de `khor dge slong nyi khri dang phyogs `dir gshegs so // (P. 197b4; D. 207a4-5) により「比丘」の語を補って訳す。

¹¹ 原文では *ṣoḍaśalāṅgalāvaktākotai samstarena samstīrya* (Gnoli, p. 30, ll. 5-6) であり、Tib は *rmon pa dor bcu drug gis rmos pa `i khyon bye ba gshib pas gshibs nas* (P. 197b7-8; D. 207a7-b1) であるが、Schopen の指摘 (Schopen, p.

い取られ、声聞サンガを有する私に対して奉獻された。

比丘達よ、更に未来において、人々の寿命が八万歳となった時に、マイトレーヤ (Maitreya) という名の師が、九万六千億人の阿羅漢を眷属として、この土地に到着するであろう。実に、その時、スダナ (Sudhana) という名の長者が現れるであろう。彼 (=スダナ) もまた、この土地を、〔周囲〕三ヨージャナの間に、金貨を敷き詰めて、王子のもとから買い取り、声聞サンガを有するマイトレーヤに対して、奉獻するであろう。〔スダナは〕他ならぬ彼 (=マイトレーヤ) の教えのもとで出家し¹²、あらゆる煩悩を離れて、阿羅漢性を現証するであろう。実に比丘達よ、お前達には〔以下の様な考えが〕存在するかもしれない。

“その時、その際のそのスダナという名の長者であったのは誰か別人なのだ”と。実に、その様に見えるべきではない。そうではなく、この者こそ、そのアナータピンダダ長者が、スダナという名の長者として現れるのである。

[p.30, ll.18-19] *Anāthapiṇḍada has the power to see absconded treasures, no matter whether close or far away*

さて、アナータピンダダ長者は、自身に属するものであらうと自身に属するものでなからうと、大地に存在するものであらうと、水中に存在するものであらうと、遠くにおけるものであらうと、近くにおけるものであらうと、諸々の財宝を眺める。〔それ故〕近隣すべてにおいて、〔以下の様な〕名声が生じた。

「アナータピンダダ長者は、自身に属するもの〈であらう〉と自身に属するものでなからうと、大地に存在するものであらうと、水中に存在するものであらうと、遠くにおけるものであらうと、近くにおけるものであらうと、諸々の財宝を眺める。」と。

実に、その時、会議堂において参席し参座した種々の外道・沙門・バラモン・遊行者達には、この以下の様な会話が起った。

「皆々。自身に属するものであらうと自身に属するものでなからうと、大地に存在するものであらうと、水中に存在するものであらうと、遠くにおけるものであらうと、近くにおけるものであらうと、諸々の財宝を眺めるアナータピンダダ長者が具備しているのは如何なる特徴なのだろうか。」と。

[p. 31] 実にその時、ウパグ (Upagu) という名の青年が、他ならぬかの聴衆の中において¹³参席し参座していた。彼 (=ウパグ) は発言した。

「皆々。あなた方は御懸念なさるな。私が吟味して、あなた方に語らう。自身に属するものであらうと自身に属するものでなからうと、大地に存在するものであらうと、水中に存在するものであらうと、遠くにおけるものであらうと、近くにおけるものであらうと、諸々の財宝を眺めるアナータピンダダ長者が具備している特徴なるものを。」と。

彼は、アナータピンダダ長者の行動や居住を観察することを専らとし、〔長者の〕後から後からつけ回した。

128; p. 191, note XIV.27) に従い、*ṣoḍaśalāṅgalakṛṣṭam koṭīṣaṃstareṇa saṃstīrya* と訂正して読む。尚、Schopen はこの箇所を “has covered with a layer of ten million the ground plowed by a plow pulled by a team of sixteen” と訳す。

¹² 原文では *pravraiya* (Gnoli, p. 30, l. 13) であるが、Tib の *rab tu byung ste* により (P. 198a2 ; D. 207b2-3) により、*pravrajya* に訂正して読む。

¹³ 原文では *paṛsadi* とされるが、Tib の *khor de nyid du* (P. 198a7; D. 207b7) により、*paṛsadi* に訂正して読む。

さて、ある時アナータピンダダ長者は、アジラヴァティー (Ajiravati) 河において沐浴した後、〔川から〕上がった。〔すると、〕彼 (=ウバグ) は、彼 (=アナータピンダダ) の背中に平手打ちを為した。〔しかし、〕アナータピンダダ長者は、〔ウバグ〕を見ているにも関わらず、沈黙を守った。〔すると、〕彼 (=ウバグ) は語った。

「長者よ。〔おまえは〕忍辱を喜ぶことを備えていると見える。だからこそ、おまえは、自身に属するものであろうと自身に属するものでなかりうと、大地に存在するものであろうと、水中に存在するものであろうと、遠くにおけるものであろうと、近くにおけるものであろうと、諸々の財宝を眺めるのだな。」

彼 (=ウバグ) は外道達に報告した。外道達も誇らしげに〔その事を〕方々で語った。〔すると〕方々で名声が広まった。

「今、アナータピンダダ長者は忍辱を喜ぶことを備えている。だからこそ〔彼は〕自身に属するものであろうと自身に属するものでなかりうと、大地に存在するものであろうと、水中に存在するものであろうと、遠くにおけるものであろうと、近くにおけるものであろうと、諸々の財宝を眺めるのだ。」と。

比丘達は〔外道による〕その解説を世尊に報告した。〔すると、〕世尊は語った。「比丘達よ。財宝の数々を眺めるアナータピンダダ長者が備える特徴を理解することは、十万コーティの外道達によってすら容易ではない。更に、アナータピンダダ長者は、種々の宝石の蔵を有し¹⁴、また、金貨の自在者である。だからこそ、〔彼は〕自身に属するものであろうと自身に属するものでなかりうと、大地に存在するものであろうと、水中に存在するものであろうと、遠くにおけるものであろうと、近くにおけるものであろうと、諸々の財宝を眺めるのである。」〔と。〕

疑問を生じた比丘達は、あらゆる疑問の破砕者である仏・世尊に質問した。「大徳よ、種々の財宝の蔵を有し、金貨の自在者となったことを異熟として有する業が、アナータピンダダ長者によって実行されたわけですが、その業とは何ですか。」〔と。〕世尊は語った。「比丘達よ、他ならぬアナータピンダダ長者により作られ、積まれた業の数々は、蓄積を得て、機会は熟し、水流の如く、到着し、確実に生ずる。アナータピンダダ長者により作られ、積まれた業の数々は〔アナータピンダダより〕別の誰が受け取るであろうか。比丘達よ、作られ、積まれた業の数々は、外界において、〔すなわち〕地界において〈熟さ〉ないし、水界において、火界において、風界においても〔熟さ〕ない。そうではなく、諸々の蘊・界・処が得られた場合にのみ、作られた善・悪の業の数々は成熟するのである。

実に、業の数々は、幾百劫の間も消滅することはない。〔因縁〕和合と適時に至って後、実に、身体持てる者達の内に果を結ぶ¹⁵。」と。

[p.32, II.1-2] *The story of the Pratyekabuddha (concerning a previous life of Anāthapiṇḍada)*

〔また、世尊は以下のことを語った。〕 [p. 32] 昔のことだ。比丘達よ。或る地方都市に、一人の長者が住んでいた。〔彼は〕富裕で、多大な財と、多大な資産を有し、広大で豊富な〔富〕の

¹⁴ Tib では、この語 (ratnacitrāntakoṣo: Gnoli, p. 31.19) を欠き、その代わりに mig gi 'bras bu rin po che ltar bkra ba dang / dbyig gi skad yod de 「〔長者の〕眼球は宝石の様に輝き、宝石の〔様な〕声を有しており」 (P. 198b5; D. 208a6) という文が存在する。尚、この Skt と Tib で相異なる文言と同じものが、もう一箇所存在する (Gnoli, p. 32, II. 22-23; Tib.P. 198a8-199b1; D. 209a3)。

¹⁵ この文章は有部系文献に見られる定型句である。Cf. 平岡 [2002], pp. 167-168.

担い手であり、ヴァイシュラヴァナの財〔程のものを〕保持し、ヴァイシュラヴァナの財に匹敵する者であった¹⁶。彼は、春の時節が到来した時に、諸々の植物が花を付け、ハンサ・コウノトリ・クジャク・オウム・シャーリカ・コーキラ・ジーヴァ=ジーヴァカ（=共命鳥）が鳴く森の木々の中における遊園へと、家人を伴って出かけた。

ブッダが生まれていない時、辟支仏達が世間に生まれる。〔彼らは〕貧しく哀れな者を哀れみ、人里離れた〔場所で〕寝起きや食事をする、世間に唯一の応供者なのである¹⁷。

さて、或る辟支仏が国々を遊行しつつ、かの地方都市にやって来た。彼（=辟支仏）はその遊園内の或る場所に留まった。遊園の番人である男は、その長者に知らせた。「今、あの場所において、寂靜そのものである出家者が滞在しております。」と。

〔それを〕聞いたので、彼（=或る長者）には喜びが起こった。“私は幸せ者だ！私の遊園にその様な出家者が滞在されるとは。”と。浄信を生じた〔長者は〕彼と会うために出かけた。〔やがて、〕その偉大な人物は無余依涅槃界に入って般涅槃した。そこで、その長者は、友人・親類・縁者・家人ととともに、大量の供物とともに火葬した。

その〔火葬の為の薪の〕堆積¹⁸は、ミルクによって消火されて、それら〔残った〕遺骨は水晶でできた瓶の中で宝石と混ぜられた後、〔容器に〕入れられた。それら諸々の内容物は輝き、そして、音声を発した。

そこで、彼（=長者）は〔内容物の入った容器〕の足下に¹⁹平伏すると、誓願を立てた。

「ちょうど、宝石と混じった彼の諸々の遺骨が、尋常ならず、光を放ち、そして、音声を出している様に、まさにその様に、この善根によって、私が様々な財物の蔵を有する者、そして、金貨の自在者になれますように²⁰。」と。

「比丘達よ。どう考えるか。その時その折りに、この長者であった人物、その人物こそ、このアナータピンダダ長者なのである。彼によって辟支仏に供養が為され、誓願が立てられた。また、ティシュヤ長者の甥（=過去世のアナータピンダダ）によって、威光を本性とするヴィパシュイン正等覚者の髪爪塔の上に、宝石が安置された。それ〔ら〕の業の異熟として、〔アナータピンダダは〕多種多様な財宝の蔵を有する者、そして、黄金の自在者となったのである。以上の様に、比丘達よ、完全に黒い諸業には完全に黒い異熟が〔存在する〕。完全に白い〔諸業〕には完全に

¹⁶ 有部系文献に見られる定型句である。Cf. 平岡 [2002] , pp. 154-155.

¹⁷ 有部系文献に見られる定型句である。Cf. 平岡 [2002] , p. 167.

¹⁸ 火葬の際の薪の堆積 (citā) については、杉本氏がチャイティヤ (caitya) との言語上の関係から言及している。杉本卓洲『インド仏塔の研究』京都: 平楽寺書店, 1984, p. 103.

¹⁹ ここでは確かに padayor (Gnoli, p. 32, l. 20) と記されており、その両足が誰の者か記されない。これは、おそらく人間でない対象を擬人化して、それに礼拝をするという事例の一つである。Divyāvadāna の中には、ストゥーパに対する礼拝であるのに padayor 「両足に」が使用される事例が存在することを平岡氏が報告している。平岡聡「ディヴィヤ・アヴァダナーの伝える仏塔崇拝の種々相」『仏教史学研究』33-1 (1990), pp.18-37, 特に, p. 31.

²⁰ 原文は... ratnacitrāntakoṣaḥ syāṃ hiranyeśvaraś ca ... (Gnoli, p. 32, ll. 22-23) である。Tib では、... bdag gi mig gi 'bras bu rin po che ltar bkra zhing dbyig gi skad dang ldan par gyur cig ces byas so // 「... 私の眼球が宝石の様に美しく、黄金の声 (?) を有する者になれますように。と。」 (P. 199a8-b1; D. 209a3) とされる。尚、Śayanāsanavastu の中には他にも、ratnacitrāntakośa が mig gi 'bras bu rin po che ltar bkra と対応し、hiranyeśvara が dbyig gi skad dang ldan pa-と対応している箇所が存在する。api tu ratnacitrāntakośo 'nāthapiṇḍado gṛhapatir hiranyeśvaraś ca ... (Gnoli, p. 31, ll. 19-20); 'on kyang khyim bdag mgon med zas sbyin gyi mig gi 'bras bu rin po che ltar bkra ba dang, dbyig gi skad yod de / (P. 198b5; D. 208a6).

白い〔異熟が存在する〕。〔白黒〕斑の〔諸業〕には〔白黒〕斑の〔異熟が存在する〕。それ故、その場合、比丘達よ、以下の様に学ぶべきである。すなわち、[p. 33]『黒い諸業を、そして、〔白黒〕斑〔の諸業〕を捨て去って、完全に白い諸業のみに努力すべきである。』と、その様に、比丘達よ、お前達は学ばねばならない²¹。』

中間の摂頌

ティシュヤとプシュヤとマーグとバヴァダッタとブリハスパティとアーシャダとスダッタ、〔そして〕最後がスダナである。〔すなわち、以上の者達による〕黄金と金貨²²と宝石²³、第三は真珠²⁴である。牛²⁵・衣²⁶・粥²⁷・コーティ²⁸・黄金²⁹〔の布施物語〕が集められている。³⁰

[p.33, l.8] *Disciplinary prescriptions*

アナータピンダダ長者がコーティの敷物（＝金貨）を敷き終わって、ジェータ王子のもとから〔園林を〕買い取って後、ブツダを上首とする比丘サンガに奉獻を行った時、その時、種々の地方に住する信仰有る、チャイティヤを礼拝する者達³¹がシュラーヴァスティーに向かった。

彼らの内、心を浄らかにした或る者達が語り合った。

「聖者よ。私達も、聖なるサンガのためにジェータヴァナで何か事物を建立したいのですが。」と。

比丘達は語った。

「対価でもって土地を購入してから建立せよ。」

〔チャイティヤを礼拝する者は語った。〕

「聖者よ。どれ程の対価でもって〔その土地は〕与えられるのでしょうか。」と。

〔比丘達は答えた。〕

「これくらいの金貨によってである³²。」

²¹ この箇所も有部系文献に見られる定型句である。Cf. 平岡 [2002], pp. 168-169; 平岡聡 「『ディヴィヤ・アヴァダーナ』に見られる業の消滅」『仏教研究』21 (1992), pp. 113-132, 特に p. 118.

²² ティシュヤ長者（アナータピンダダの過去世の姿ではない）が過去仏ヴィパシユインに対して行う黄金と金貨の布施（Gnoli, p. 27, ll. 22-30）を指す。

²³ プシュヤ長者が過去仏シキンに対して行う宝石の布施（Gnoli, p. 28, ll. 14-22）を指す。

²⁴ マーグ長者が過去仏ヴィシュヴァブジュに対して行う真珠の布施（p. 28, l. 23-p. 29, l. 3）を指す。

²⁵ バヴァダッタ長者が過去仏クラクトゥスダに対して行う牛の布施（Gnoli, p. 29, ll. 4-12）を指す。

²⁶ ブリハスパティ長者が過去仏カナカムニに対して行う衣の布施（Gnoli, p. 29, ll. 13-21）を指す。

²⁷ アーシャダ長者が過去仏カーシュヤバに対して行う粥の布施（Gnoli, p. 29, ll. 22-31）を指す。

²⁸ アナータピンダダ（＝スダッタ）長者が現在仏シャーキャムニに対して行うコーティ〔もの金貨〕の布施（Gnoli, p. 30, ll. 1-7）を指す。

²⁹ スダナ長者が未来仏マイルレーヤに対して行う黄金と金貨の布施（Gnoli, p. 30, ll. 8-17）を指す。

³⁰ Schopen 訳はここで終わる。

³¹ 原文では śrāddhās caityābhivandakā ... (Gnoli, p. 33, l. 11) である。Tib は dad pa can mchod rten la phyag 'tshal bdag ... (P. 199b6; D. 209b1) である。尚、ジャイナ教では caityavandana という語は「勝者の像を対象として瞑想すること」を指すようである。Cf. 杉本卓洲 『インド仏塔の研究』京都: 平楽寺書店, 1984, p. 107.

³² 比丘達が何故に金額を提示することができるのか。この前後の文脈からだけでは判らない。原文では ārya kiyatā

〔チャイティヤを礼拝する者は語った。〕

「聖者よ。私達に、どうしてこれ程のもの（＝金貨）があるでしょうか。それでも、もし、私達がこの区画において〔建立する許可〕を得るならば³³、〔何かを〕建立いたします。」と。

比丘達はその件を世尊に知らせた。〔すると〕世尊は語った。

「〔アナータピンダダ〕長者に相談すべきである。もし、彼（＝アナータピンダダ）が許可するならば、建立させるべきであろう」と。

比丘達はアナータピンダダ長者に相談した。〔すると〕彼（＝アナータピンダダ）は語った。「信仰有るバラモン達と長者達が、私に頼んで後、サンガの為に福德行としての事物を建立するのなら、私は許可致します。〔しかし、〕個人の〔為に〕建立するのなら、私は許可致しません。」と。

比丘達はその件を世尊に報告した。〔すると〕世尊は答えた。

「そのことに基づき、私は〔以下のことを〕許可しよう。サンガのために建立すべきである。個人のために〔建立がなされる場合、その土地の〕施主に相談すべきである。もしも、彼（＝その土地の施主）が許可するならば、建立すべきである。彼（＝その土地の施主）が許可せぬならば、建立すべきではない。」と。

チャイティヤを礼拝する、客比丘達者が、シュラーヴァスティーに到着した。彼ら（＝客比丘達）は、親交に応じて³⁴、〔シュラーヴァスティーの〕比丘達の場所内に〔居場所を〕配分されたが、親交を持たぬ者達もいた。[p. 34] 彼ら（＝親交を持たないために居場所を配分されなかった客比丘達）は困ってしまった³⁵。このことが起こった時、世尊は語った。

「行きずりの者（客比丘）達には、指定されていない場所³⁶を与えるべきである。」と。

或る地方都市に一つの精舎があった。そこにおいて、比丘達は雨安居に入った。さて、その地方都市における雨安居の最中に、危機³⁷が起こった。そこに住する比丘達は恐れおののき、プラヴァーラナをせぬまま³⁸、シュラーヴァスティーに到着した。

彼ら（＝逃げてきた比丘達）は〔シュラーヴァスティーの〕比丘達により道中の疲労が取り払われた³⁹。道中の疲労が取り払われた時、彼ら（＝逃げてきた比丘達）は語った。

mūlyena dīyate iti; iyatā hiranyeṇa (Gnoli, p. 33, ll. 14-15) であり、Tib では`phags pa rin ci /ji tsam stsal lags /dbyig 'di snyed do // (P. 199b7; D. 209b2) である。

³³ 原文では tathāpi tu yady etasmin pradeśe labhāmahe ... (Gnoli, p. 33, l. 17) となっている。Tib は de lta mod kyi gal te phyogs 'di thob na ... (P. 199b7; D. 209b2-3) 「それでも、もし、この区画を得るなら...」とする。しかし、etasmin pradeśe を labhāmahe の対格に取ることは困難である。また、後にアナータピンダダに許可を求める文が見られることから、「建立の許可」という語を labhāmahe の対格として補足した。

³⁴ 原文では yathāsamstutikayā (Gnoli, p. 33, l. 27) である。BHSD は "accoding as (you have) an intimate" と訳す (p. 543a)。

³⁵ Tib では de dag phongs par gyur nas ... 「彼らは困窮者となったので...」 (P. 200a3; D. 209b6) となっている。

³⁶ 原文は anuddiṣṭam vastu (Gnoli, p. 24, l. 2) である。Tib は ma bgos pa'i gnas gzhag par bya'o // (P. 200a3; D. 209b6) であり、vastu を gnas として「場所」の意味で訳している。

³⁷ 原文は bhayam utpannam (Gnoli, p. 34, l. 4) であるが、具体的内容は不明。『十誦律』では、雨安居の時期に生じた危機を国の荒廢や地方の戦闘としている。(大正 23, p.246a17-b28)。

³⁸ プラヴァーラナ (自恣) とは、安居の最後に行われる作法のことである。原文は apravāritāḥ santāḥ (Gnoli, p. 34, l. 5) となっている。

³⁹ 原文では pratiśrāmitāḥ である (Gnoli, p. 34, ll. 5-6)。BHSD p. 369b では、pratiśāmayati が pratiśrāmayati と誤って記載されることが指摘されるので、ここでは pratiśrāmita を pratiśāmita と見なし訳した。また、Tib 訳でも

「具寿達よ。臥坐処（＝居住する為の地域）を指示せよ。」と。

彼ら（＝シュラーヴァスティーの比丘達）は「〔あなた方は〕雨安居の最中である。」として、指定しなかった。

客比丘達（＝逃げてきた比丘達）は、非難し、攻撃し、異論をとねえた。

「どうして、今、具寿であるあなた方は、世尊が留まっておられる間にすら、師の教示を取り消すのか⁴⁰。」

「もしも、あなた方に後悔の念があるならば、年長の順に従い、臥坐処を与えよ。」と。その様に〔語って〕も、彼ら（＝具寿達）は〔臥坐処を〕指示しなかった。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「そのことに基づき、私は〔以下のことを〕許可しよう。中断さすものによって〔雨安居が〕中断された比丘達のために⁴¹、第二の雨安居の開始⁴²を行うべきである。」と。

比丘達は〔その詳細を〕知らなかった〔ので⁴³、質問した。〕

「どの様に行うべきでしょうか。」

世尊は語った。

「三ヶ月分のプラヴァーラナ（自恣）を行うべきである。しかし、シュラーヴァナ月（5月16日～6月15日）の内には、第二の雨〔安居〕の開始を行うべきである。」と。

世尊は語った。「中断させるものによって〔雨安居が〕中断された比丘達のために⁴⁴、第二の雨安居の開始⁴⁵を行うべきである。」と。

さて、別の時、中断さすものによって〔雨安居が〕中断された比丘達がシュラーヴァスティーに到着した。その件を比丘達は世尊に報告した。

世尊は語った。

「比丘達よ。中断さすものによって〔雨安居が〕中断させられた比丘達に対して、到着して後に第二の雨安居の開始が私によって取り決められた。しかし、第三〔の雨安居〕は存在しない。また、中断さすものによって〔雨安居が〕中断させられた比丘達は、親交に応じて、〔道中の疲労が〕取り払われるべきである。」

比丘達は彼らに仕事の受容を行わせた⁴⁶。

pratisāmita に対応する sor bcug (P. 200a5; D. 209b7) の語が見られる。

⁴⁰ 原文は katham idānīm yūyam āyusmantāḥ sthitasya eva śāstuḥ śāsanam antardhāpayatha (Gnoli, p. 34, ll. 8-9) である。Tib は tshe dang ldan pa dag khyed da ltar ston pa nyid bzhugs bzhin du bstan pa nub par byed dam ci / (P. 200a6; D. 210a1-2) とする。

⁴¹ 原文では bhaṅgikabhagnakānām bhikṣūṅām arthāya ... (Gnoli, p. 34, ll. 12-13) である。Tib では 'jigs pas ral ba'i dge slong rnams kyi phyr ... (P. 200a7; D. 210a3) となっている。

⁴² 原語は varṣoṇāyika である。Cf. BHSD p. 137.

⁴³ Tib 文の dge slong rnams kyis ma shes nas ... (P. 200a7; D. 210a3) により補足した。

⁴⁴ 原文では bhaṅgikabhagnakānām bhikṣūṅām arthāya ... (Gnoli, p. 34, l. 16) である。Tib では 'jigs pas ral ba'i dge slong rnams kyi phyr ... (P. 200a8; D. 210a4) となっている。

⁴⁵ 原語は varṣoṇāyika である。Cf. BHSD p. 137.

⁴⁶ 原文では bhikṣavaḥ tām karmādānaḥ kārayanti (Gnoli, p. 34, l. 22) である。Tib では dge slong rnams kyis de rnams

世尊は語った。

「お前達は、〔彼らに〕仕事の受容を行わせるべきではない。」と。

比丘達は彼らに獲得物⁴⁷を与えた。

世尊は語った。

「彼らに獲得物を与えるべきではない。」

比丘達は、食物の獲得物⁴⁸すら与えなかった。

世尊は語った。

「彼らに食物の獲得物は〔与えるべきである〕が、衣の獲得物は〔与えるべきではない。⁴⁹〕と。

[p. 35] 信仰有る者達によって、たくさんのヴィハーラが建立された。シュラーヴァステイーにおいては少数の比丘達が雨安居に入った。彼らは人目を避けて滞在した⁵⁰。〔そのため、〕施主達には、富に付随する福德が生じなかった⁵¹。また、〔その比丘達は〕浮浪者達⁵²と共に暮らした。

世尊は語った。

「全ての者（＝比丘達）に〔以下のことを〕指示すべきである。⁵³一人一人別々であろうと、二人であろうと、三人であろうと、四人であろうと、人数の通りに、全ての者（＝比丘達）は〔施主から〕食事を受けるべきである⁵⁴。

或る場所には、早朝に留まるべきである。或る場所においては、日中に〔留まるべきである〕。或る場所において、午後に〔留まるべきである〕。或る場所においては、夜に住すべきである。」と。今度は、その比丘達は、〔上記の〕責務を実行せず、〔そればかりか、他の比丘をも(?)〕誘っていた⁵⁵。

〔それ故〕世尊は語った。

「施主を勇気づけるべきである。“実に、彼は更生する〔から〕(?)。”と。その通りに〔なれば〕良

las su sko bar byed nas ... (P. 200b2; D. 210a6) となっている。

⁴⁷ 原語は *lābha* (Gnoli, p. 34, l. 24) である。Tib では *rnyed pa* (P. 200b3; D. 210a6)。

⁴⁸ 原語は *āmiṣalābha* (Gnoli, p. 34, l. 25) である。Tib では *kha zas kyi rnyed pa* (P. 200b4; D. 210a7)。

⁴⁹ 原文は *āmiṣalābhas teṣāṃ no tu vastralābha* (Gnoli, p. 34, l. 26) である。Tib では *de rnam la kha zas kyi rnyed pa ni sbyin gyi gos kyi rnyed pa ni ma yin no //* (P. 200b4; D. 210a7)。ほぼ同内容が『十誦律』にみられるが、客比丘に対する衣の譲渡については少し異なる。客比丘が困らないように、元々その住処に居た比丘が衣を準備すべきだとされている (大正 23, p.246b15-28)。

⁵⁰ 原文は *te sūnyakās tiṣṭhanti* (Gnoli, p. 35, l. 2)。Tib では *de rnam stong par 'dug pas ...* (P. 200b4; D. 210a8-b1) である。

⁵¹ 原文は *dānapatīnām paribhogānvayaṃ puṇyaṃ na bhavati* (Gnoli, p. 35, ll. 2-3) である。「布施により福德を生み出すことができなかった」ことを意味すると考えられる。

⁵² 原文は *vātaputraīś cāvāsyante* (Gnoli, p. 35, l. 3) である。*vātaputra* については、BHSD p. 476 を参照。Tib は *nal phrug rnam* (P. 200b5; D. 210b1) とする。Jäschke と Das はいずれも *nal phrug* に “bastard-child” という訳を与えている。

⁵³ Tib ではこの箇所 *thams cad bgo bar bya ste* 「全ての者が衣を纏うべきである(?)」(P. 200b5; D. 210b1) という文言が挿入される。

⁵⁴ 原文は *sarve paribhoktavyāḥ* (Gnoli, p. 35, l. 5) である。

⁵⁵ 原文では *pralubhyante* (Gnoli, p. 35, l. 7) である。Tib では *'drums par gyur nas ...* 「悩ますことをなしたので...」(P. 200b6; D. 210b2) となっている。

い⁵⁶。〔しかし、〕もしも、〔彼が〕更生せぬならば、サンガに属す者（＝比丘達）によって、〔上述の比丘達を〕矯正すべきである(?)⁵⁷。もしも、それが不可能ならば、可能である者達に対しては、教育をなさねばならない⁵⁸。他の者達（＝矯正不可能な者達）には無関心であるべきである⁵⁹。」と。

世尊の〔教えが⁶⁰〕普及した時、その時、たくさんの比丘達がシュラーヴァステイーに到着した。彼らは部屋に関して⁶¹困窮していた。

世尊は語った。

「二、三人〔の比丘達〕に対して〔部屋の共同使用を〕指示すべきである。最終的には、飲料水用のポットの場所・飲み物⁶²・薬品・歯の〔為の〕楊枝・乞食鉢の置き場所そして相互の梯子(?)⁶³を取り払い、〔比丘達〕全員に対して、坐る分の〔スペース〕を共同使用のものとして⁶⁴指示すべきである。しかし、身の回り品〔の置き場所〕⁶⁵は共同使用を指示すべきではない。」と。

世尊は（既に）語った。「アランヤ・樹下・廃墟・山の斜面・溪谷・山窟・藁の集積・更地・焼き場・園林といった（村落から）離れた、[p. 36] 諸々の郊外の臥坐処のみにおいて⁶⁶、お前達は瞑想せよ。比丘達よ、放逸であってはならぬ。かといって、落胆してはならぬ。」と。

アランヤに住む者たることの性質が、様々に〔以上の様に、世尊によって〕語られた。その時、或る比丘達が、アランヤに住む者たることを受け入れて、アランヤに住した。そこにおいて、彼らは盗賊達により盗難にあった。盗難にあった者達は、バラモンと長者の家々から、衣を目的と

⁵⁶ 原文は sa vai sampadyata ity evaṃ kuśalam (Gnoli, p. 35, l. 8) である。Tib は gal te grub na de lta na legs (P. 200b7; D. 210b3) である。

⁵⁷ 原文は sāṃghikena pratisaṃstartavyāḥ (Gnoli, p. 35, l. 9) である。Tib は dge 'dun gyis phyir bcos par bya'o (P. 200b7; D. 210b3) である。phyir bcos pa について Lokesh Chandra は pratikriyā あるいは pratividhāna を挙げるので (pp. 1562b-1563a), 「矯正する」と訳した。

⁵⁸ na cet śakyate yāvatāṃ śakyate tāvatāṃ saṃskāraḥ kartavyaḥ (Gnoli, p. 35, ll. 9-10) である。Tib は gal te mi nus par gyur na ji tsaṃ nus pa de tsaṃ bcos par bya ste (P. 200b7; D. 210b3) である。

⁵⁹ 原文は anye vyaupakṣitavyāḥ (Gnoli, p. 35, ll. 10-11) である。Tib は gzhan ni btang snyoms su gzhag par bya'o (P. 200b7; D. 210b3) である。

⁶⁰ Tib に bcom ldan 'das kyi bstan pa rgyas bar gyur pa (P. 200b7-8; D. 210b3) となっているので、補足した。

⁶¹ 原文では te layane nirvihanyante (Gnoli, p. 35, l. 13) であるが、Gnoli は layane を Tib 文 (... gnas khang gis ...) を根拠に、layanair への訂正を指摘する (Gnoli, p. 35, note 4)。Schopen は、layana は文脈において、「ヴィハーラ内部の居住用の部屋や空間」に言及する際に使用される、と指摘する (p. 153)。

⁶² 原文では pāṇīya-(Gnoli, p. 35, l. 15) である。Tib ではこの位置に、'dag chal 「洗剤(?)」 (P. 200b8; D. 210b4) が置かれている。

⁶³ 原文では sāṃhīcī (Gnoli, p. 35, l. 16) である。Gnoli は Tib の them skas 「梯子」 (P. 201a1; D. 210b4) に基づき、sāṃhīcī を sopānaś へ訂正すべきと指摘する (Gnoli, p. 35, note 6)。ここでは Gnoli の指摘に従い sopānaś に訂正して読む。

⁶⁴ 原語は sāṃānya (Gnoli, p. 35, l. 14) である。

⁶⁵ 原語は upācāra (Gnoli, p. 35, l. 16) である。

⁶⁶ Skt では、... prāntāni śayanāsanāni dhyāyata, (Gnoli, p. 36, l. 1) である。Tib では、... gnas mal 'di rnam su bsam tan gyis shig // (P. 201a2; D. 210a6) と処格で解釈するので「～において」と訳す。

する懇請を行っていたが、教導・口誦・学習・ヨーガ・精神集中を失った。比丘達は、その件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「アランヤに住する比丘達のために、住処⁶⁷を与えるべきである。」と。

比丘達は、見晴らしの悪い場所における〔住処〕を与えた。〔すると〕一人のアランヤに住する比丘が衣鉢を置いてから門を閉じて後、鍵を持って立ち去った。〔すると〕他のアランヤに住する比丘達は困窮した。

〔それ故、〕世尊は語った。

「アランヤに住する比丘達に対して、見晴らしの良い場所における住処を与えるべきである。」と。

ウパナダに対して或る長者がヴィハーラを建立した。〔しかし、〕彼（＝ウパナダ）はそこに住まず、到着した客比丘に〔その〕住処を与えた。しかし、〔そのヴィハーラに対して施された〕獲得物を〔ウパナダは〕自分で取った。さて、或る三衣を持つ⁶⁸比丘がやって来た。彼はそのヴィハーラが空いていることを見た。

彼（＝三衣を持つ比丘）は質問した。

「このヴィハーラは誰のものなのか。」と。

比丘達は答えた。「ウパナダ比丘のものです。」と。彼（＝三衣を持つ比丘）は彼（＝ウパナダ）の居るところに行って、〔ヴィハーラを〕借りた。

彼（＝ウパナダ）は語った。

「これは〔私の〕ヴィハーラである。あなたは〔ここに〕住めばよい⁶⁹。〔しかし、〕ここにおける獲得物は私のものである。」と。

〔三衣を持つ比丘は〕そこに住したが、彼（＝三衣を持つ比丘）はいかなる時もこのヴィハーラを掃除しなかった。〔それ故、〕とても素晴らしい牛糞⁷⁰は与えられなかった。

さて、彼（＝三衣を持つ比丘）はそのヴィハーラから去り、別の比丘が到着した。その者もウパナダのもとから〔ヴィハーラを〕借りて後、そのヴィハーラに住した。彼はそのヴィハーラがゴミで満たされているのを見た。〔それ故、〕彼はそれ（＝ヴィハーラ）を掃除して、ゴミを捨てて後、箒⁷¹を握ったまま、ゴミの集積の側に坐した。

さて、〔それを〕別の比丘が見た。彼（＝別の比丘）は語った。

「具寿よ。あなたはどのようにして箒を握ったまま坐しておられるのか。この箒を〔他の者に〕与えないのか。」と。

彼（＝箒を持った比丘）は〔怒って〕語った。

「この場所を手にしていた者は一体誰なのだ。その者は、何時にも、箒を手にする事すら無いのだ。」と。

⁶⁷ 原語は vastu (Gnoli, p. 36, l. 9) である。Tib は gnas (P. 201a4; D. 211a1) であるので「住処」と訳す。『十誦律』では「拳衣鉢屋」(大正 23, p.246b28-c2) とある。

⁶⁸ 原文では traicīvarika- (Gnoli, p. 36, l. 17)。十二頭陀の一つに数えられる。Cf. BHSD p. 259b.

⁶⁹ Tib では gtzug lag khang 'dir 'dug ... (P. 201a8; D. 211a4) となっている。

⁷⁰ 原文では sukumārī gomayakārṣī (Gnoli, p. 37, l. 21), BHSD p. 217a では、gomayakārṣīについて“a coating of cowdung”, possibly mixed with something else, seemingly applied as purification と説明される。

⁷¹ 原文は saṃmārjanī-である (Gnoli, p. 36, l. 25)。Apte, BHSD, PED に記載が無い。Tib に phyags ma (P. 201b2; D. 211a6) の語が見られるので「箒」と訳す。

彼（＝次にやってきた比丘）は語った。
 「ここには三衣を持つ [p. 37] 比丘である某が住していたのです。」と。
 さて、乞食をしに回っていた彼（＝掃除をした比丘）は、彼（＝ウパナンダ）が〔施物〕を得るのを見た⁷²。

彼（＝次にやって来た比丘）は語った。
 「獲得物はウパナンダが取る〔のに〕、私が彼のヴィハーラを掃除するのだろうか。」と。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。
 「獲得物を取る者によって、ヴィハーラが掃除されるべきである。」と。

世尊は（既に）語った。「過去時へと去った施主達の名でもって、功德の指定がなされるべきである。」と。

サンガの上座は亡くなった施主者達のために偈を誦した。また、或る長者がヴィハーラに到着した。彼は、そのこと〔すなわち、〕〔上座が〕功德を指定したのを聞いた。

彼（＝長者）は、彼（＝上座）の側に近づいて語った。
 「聖者よ。もしも私がヴィハーラを建立するなら、また、私の名でもって、功德を指定なさいますか。」と。

彼（＝上座）は語った。
 「建立せよ。私は祝福を与えよう。」と。
 さて、その長者はヴィハーラを建立した。彼がそれを誰にも布施しなかった〔ので〕、それ（＝ヴィハーラ）は空いたままであった。さて、〔その様子を〕その長者が見た。彼はヴィハーラにやって来て、語った。

「聖者よ。私のヴィハーラは空いたままでした。そこには比丘が誰も住んでおりません。」と。

サンガの上座は語った。
 「素晴らしき者よ。肥沃にすべきである⁷³。」

その長者は語った。
 「聖者よ。塩分を含んだ砂の上に建立されたのです。どうして、肥沃となりましょうか。」

〔サンガの上座は語った。〕
 「長者よ。私は、そういう意味で語っているのではない。そうではなくて、そこにおいては獲得物が存在しない〔ことが「肥沃ではない」〕ということなのだ。」と。

彼（＝長者）は語った。「聖者よ。今、私のヴィハーラにおいて住む方、その方に、私は衣を着せましょう。」と。

ウパナンダは“獲得物が得られるぞ。”と〔考えて〕、決まって、あたかも自分のものの様に〔獲得物を〕持ち去った。〔しかし、〕彼は全く別の場所に住していた。

⁷² 原文は yāvat tenāsau piṇḍapātam atātā dṛṣṭa upālabdhāś ca (Gnoli, p. 37, ll. 1-2) である。Tib は ji tsaṃ na des de bsod snyoms la rgyu ba mthong nas ma nongs so (P. 201b3-4; D. 211a7) である。意味がいささか不明瞭であるが、ウパナンダが困窮しているためにヴィハーラの獲得物を取っているわけではない、ということを示していると考えられる。

⁷³ 原文は bhadrāmukha utsvedyāḥ (Gnoli, p. 37, ll. 15-16) である。Tib は bzhin bzangs mi snum pas so (P. 201b8; D. 211b4) とする。

さて、チャイティヤを礼拝する或る乞食〔比丘〕(piṇḍapātika) がシュラーヴァスティーにやって来た。その者はこのヴィハーラが空いているのを見た。

彼は比丘達に質問した。

「これは誰のヴィハーラなのか。」と。

彼ら (=比丘達) は語った。

「このヴィハーラはサンガに属する。しかし、ウパナンダ比丘に対して指定されていたのではなからうか。」と。

彼はウパナンダのもとに近づいた。

「これはあなたに対して指定されたヴィハーラであろうか。ここに私は住みたいのだが。」と。彼 (=ウパナンダ) は語った。「その様にせよ。」と。

彼 (=乞食比丘) はそこに住した。その乞食〔比丘〕は、賢く、怠惰ではなかった。彼 (=乞食比丘) によって、毎日、それ (=ヴィハーラ) は〔塗布物が〕塗布され掃除された。

“掃除には〔以下の〕五つの利益⁷⁴が〔存在する〕。(1) 自らの心が浄らかとなる。(2) 他者の心が [p. 38] 浄らかとなる。(3) 神格達が満足する。(4) 美しさに結果する善根が集まる。(5) 身体が崩壊した後、よく進んだ者は、天界における、神々の内に再生する。”と。

そのヴィハーラが塗布され掃除されたのを見た者達は、長者のところに行つて報告した。彼 (長者) は〔それを〕聞いたので、喜びを生じた。さて、別の時、〔長者は〕自分自身で〔ヴィハーラに〕やって来て、全くその様に、かのヴィハーラが塗布され掃除されたのを見た。彼 (=長者) は〔心が〕浄らかとなった。彼 (=長者) は、この乞食〔比丘〕に衣を着せた。ウパナンダは〔そのことを〕聞いた。

彼 (=ウパナンダ) は急いで行つて語った。

「乞食〔比丘〕よ、このヴィハーラは私に対して指定されたのだ。私に衣を与えよ。」と。

乞食〔比丘〕は〔以下の様に〕考えた。

“この獲得物 (=衣) は私のものである。〔しかし、〕もしも私が与えない場合、その様な場合には、これ (=獲得物) は力づくで取られてしまうだろう。そして、〔ウパナンダは〕私をヴィハーラから追い出すであろう。”と。

彼 (=乞食比丘) は彼 (=ウパナンダ) に〔衣を〕手渡した。というその件を、比丘達は世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「或る者に対して〔心が〕浄らかとなった者が、浄らかとなったことによる奉仕を行うならば、それ (=奉仕された物) は、他ならぬその者のものである。しかし、雨安居の際の獲得物はウパナンダのものである。」と。

美德を喜ぶ世人は、自身と息子と妻を悩ませて〔も〕、美德の保持者達に布施を与える〔ものである〕。信仰有るバラモン達と長者達は、アランヤに住する比丘達を招待して食事を振る舞った。アランヤに住する比丘達が食事のために〔布施者の〕家の奥に入っている間に、与えられぬ物を取る者 (=盗賊) 達により諸々のヴィハーラが盗難にあった。

世尊は語った。「門を閉じて、鍵を取つて後、出発すべきである。」と。

⁷⁴ 原文では pañcānuśamsā (Gnoli, p. 37, ll. 27-28) である。BHSD pp. 34b-35a には他の文献における事例も複数掲載されている。

与えられぬ物を取る者すなわち盗賊達は、鍵に対抗する物を使って、盗んだ⁷⁵。

世尊は語った。

「番をする比丘を置いて、出かけるべきである」〔と〕。「彼（＝番をする比丘）に対する食べ物によって、〔彼の食事に〕支障がない様にするべきである。」と。

与えられぬ物を取る者（＝盗賊）達は、別の比丘を捕らえてから進んだ。彼（＝一人の盗賊）が語った。「門を開けろ。」と。

世尊は語った。

「〔その盗賊が〕熱病を持っているか、熱病を持っていないか、ということを考えるべきである。もしも、〔盗賊が〕『熱病を有している。』と言うなら、開けるべきではない。しかし、〔盗賊が〕『熱病を有していない。』と言うなら、開けるべきである。また、アランヤに住する比丘によって、半分の枝 (ardhaśākhā) が住せしめねばならない⁷⁶。」と。

世尊は語った。「アランヤに住する比丘によって、半分の枝は住せしめるべきである。」と。

比丘達は、半分の枝がどの様な者達なのか知らなかった。それ故、世尊は語った。

「比丘達よ、半分の枝とは犬である。それに対しては、鉢の中の残り物を与えるべきである。」

アランヤに住する比丘達は、犬達を〔側に〕置いた。それら（＝犬達）はストゥーパの区域⁷⁷とヴィハーラを、爪で引っ掻いたり、糞や尿によってだめにした。

世尊は語った。

「比丘達よ、犬を飼う [p. 39] 比丘にとっての慣習的行為に応じたルールの数々を、私は知らせよう。犬を飼う比丘は、早朝に起きて、ストゥーパの区域とヴィハーラを観察すべきである。爪で引っ掻かれていたなら、それを平らにすべきである。糞や尿は捨てるべきである。犬を飼う比丘が、教えられた通りの慣習的行為に応じたルールの数々を保持せず振る舞う〔ならば〕、越法罪となる⁷⁸。」〔と。〕

[p.39, l.6] *Upananda's misdemeanours*

ウパナダ具寿は、或るヴィハーラにおけるサンガの上座であった。さて、そこにおいて、〔別の〕或るサンガの上座がやって来た。ウパナダは考えた。

“私は、実に、このヴィハーラにおいて、サンガの上座となつてはいるが、〔序列〕第二位の上座となるかもしれぬ。私は別のヴィハーラに行こう。”と。彼は別のヴィハーラへ去った。そのヴィハーラからそこへと去ったのだが、そこにおいては、〔もともとウパナダが居た場所では〕第二の上座の獲得物であったものが、サンガの上座のそれ（＝獲得物）であった。

彼は考えた。“ここでも、〈私の〉獲得物はそれである。”と。

⁷⁵ 原文では pratikuñcikayā muṣanti である (Gnoli, p. 38, l. 19). Tib では lde mig byas te brkus nas ... 「鍵を作って盗んだ。」である (P. 202b2; D. 212a7).

⁷⁶ 原文では ardhaśākhā upasthāpayitvā iti である (Gnoli, p. 38, ll. 24-25). Tib では lo ma ltar mnyen pa gzhag par bya'o 「葉の如く親族を側に置くべきである。」となっている (P. 202b4; D. 212b2).

⁷⁷ 原文では stūpāṅgaṇa- である (Gnoli, p. 38, l. 29). Tib では mchod rten gyi 'khor sa ... 「チャイティヤの周辺」である (P. 202b6; D212b3).

⁷⁸ 原文は sātisāro vartate (Gnoli, p. 39, l. 5).

“あそこでも、私の獲得物はそれである。サンガの上座たることが何になるうか。”と。

彼は、再び、いそいそと、ヴィハーラを出発した。〔そして、ちょうど〕臥坐処が半数が指示された時、〔もと居た〕ヴィハーラに入った。

彼は語った。「年長の順に従い、ヴィハーラを指示せよ。」と。

比丘達は、「彼は行き過ぎ（＝越権）である。」として、指示しなかった⁷⁹。

ウパナンダは語った。

「具寿方よ。あなた方は、世尊が留まっておられる間にすら、師の教示を取り消すのか⁸⁰。年長の順に従い、ヴィハーラを指示せよ。」と。比丘達はその件を世尊に報告した。

世尊は語った。

「サンガに属する〔責務〕、あるいは、ストゥーパに属する責務によって立ち去った者、その者の臥坐処は、年長の順に従い、指示されるべきである。それ以外の場合には、〔そこに〕やって来た順である⁸¹。」と。

[p. 40] ウパナンダは、甚だしい強欲さによって、“両方のヴィハーラに属する獲得物を手に入れよう。”と〔考えて、〕二つのヴィハーラの雨安居に入った。彼は雨安居が開催された所々において獲得物を求めた。〔しかし、〕こちらで〔獲得物を〕得ることができず、あちらでも〔獲得物を得ることができ〕なかった。彼（＝ウパナンダ）は臥坐処を指示した比丘達を誹謗した。比丘達はその件を世尊に報告した。

世尊は語った。

「彼（＝ウパナンダ）は雨安居を過ぎた。彼に対して獲得物を与えるべきである。」と。

比丘達は両方のヴィハーラから〔獲得物を〕与えた。世尊は語った。

「その場合には、両方のヴィハーラから与えるべきではない。片方〔のヴィハーラ〕から与えるのだ。」

或る比丘達は、非難し、攻撃し、異論をとらえた。

「両方のヴィハーラにおいて、雨安居を過ぎたのに、どうして彼は片方の〔ヴィハーラから獲得物を〕与えられるのですか。」と。

<比丘達はその件を世尊に報告した。世尊は語った。⁸²>

「両方のヴィハーラから、半分づつ与えるべきである。しかし、今後、一人の比丘が二つのヴィハーラの〔雨安居に〕入ってはならない。〔両方のヴィハーラの雨安居に〕入った者は、越法罪となる」〔と。〕

或る長者が二つのヴィハーラを建立した、一つはアランヤに住する者（*āraṇyaka*）達のもの、二つ目は村落に住する者（*grāmāntika*）達のもの〔として〕である。その長者の習慣は、雨安居を過ぎた比丘サンガの各々の比丘に衣を着せることであった。彼（＝長者）は、衣を携え、アランヤに住する者達のヴィハーラへ出発した。ウパナンダは「アランヤのヴィハーラにお

⁷⁹ 原文は *bhikṣavo 'tikrānta iti kṛtvā noddīśanti* (Gnoli, p. 39, l. 16) である。Tib は比丘達は *dge slong mams kyis 'das zin to zhes te ma bskos pa ...* (P. 203a4; D. 213a2) である。

⁸⁰ 原文は *āyusmanta kiṃ tiṣṭhata eva śāstuh śāsanam antardhāpayata* (Gnoli, p. 39, l. 17) である。Tib は *tshe dang ldan pa dag ston pa bzhugs bzhin du bstan pa nub par byed dam ci* (P. 203a4; D. 213a2) である。

⁸¹ 原文は *anyatra yathāgatā* (Gnoli, p. 39, l. 21) である。Tib は *gzhan gyi ni gar bab pa bzhin du'o* (P. 203a6; D. 213a3) である。

⁸² <>内は、Gnoli が Tib から再構築した Skt の箇所を訳した。see Gnoli, p. 40, note 2.

いて、獲得物が与えられる。」ということを知った。

彼（＝ウパナンダ）はナンダ〔という比丘〕に申しつけた。

「もし、ここにおいて獲得物が与えられる場合、お前がそれを受け取るのだぞ。」と。〔それを〕言うとうと、彼（＝ウパナンダ）は気ぜわしく、アランヤのヴィハーラへ出発した。〔ウパナンダは〕その長者によって目撃された。彼（＝長者）は〔以下の様に〕考えた。

“浮き足だった様な者がアランヤのヴィハーラへ行った。この場合に、どうして〔布施を行う〕適時に至っているであろうか。実に今は、まず、村落のヴィハーラにおいて布施を行おう。その後、あそこ（＝アランヤのヴィハーラ）において布施を行おう。”と。

彼（＝長者）は引き返し、衣の数々を行き渡らせることを開始した。〔すると、〕ナンダが手を差し出した。長者は衣を与えたが、彼（＝ナンダ）は尚、〔手を〕差し出した。長者は語った。「聖者よ。あなたの衣は既に布施しましたよ。どうして、尚、〔手を〕差し出されるのですか。」と。

彼（＝ナンダ）は語った。

「長者よ。ウパナンダはあなたのヴィハーラで雨安居を過ごした。私は彼の分を求めているのです。」と。

長者は語った。

「＜聖者よ。＞尊者に対する自らの手による布施が称讃されております。私は自らの手で布施したいのです。」と。彼（＝ナンダ）は恥じ入り沈黙した。

〔一方、〕ウパナンダは考えた。

“あの長者は遅い。私は村落のヴィハーラに戻ろう。”と考えたので、村落のヴィハーラへ行ってナンダに尋ねた。

「お前。私の衣は手に入れたか」〔と〕。彼（＝ナンダ）は事の次第を告げた。

一方、長者は別の道を通って、アランヤのヴィハーラ [p. 41] に行き、衣の数々を行き渡らせつつ進んだ。＜ウパナンダは＞再び、アランヤのヴィハーラに走った。その間に、衣の数々は既に行き渡り終わっていた。彼は両方のヴィハーラにおいても、甚だしい強欲故に、獲得物を得られなかった。彼は悲しみ、意気消沈し、嘆いた。⁸³

疑問を生じた比丘達は、あらゆる疑問の破砕者である、仏・世尊に質問した。

「大徳よ。ナンダが甚だしい強欲により衣を得られなかったのをご覧になりましたか。」世尊は答えた。

「比丘達よ。今だけではないのだ。過去世においても、同様に、彼（＝ウパナンダ）は、甚だしい強欲により、分け前を得られなかった。そのことを聞くがよい。」

[p.41, ll.11-12] *The story of the dog which was too greedy (being a previous birth of Upananda)*

比丘達よ。昔のことだ。河の両岸に二つのヴィハーラがあった。一つはサンガを所有する者達のものであり⁸⁴、二つ目は、乞食者達のものであった⁸⁵。

⁸³ ウパナンダ比丘の非行に関する記述は、他律の臥坐具韃度では『四分律』（大正 22, p.944b19-c4）と『十誦律』（大正 23, pp.245c19-246a6）にもみられる。

⁸⁴ 原文は *ekaḥ saṃghalābhikānām* (Gnoli, p. 41, ll. 13-14) であるが、Tib では *gcig na ni dge 'dun gyi rnyed pa'o* 「一方は、サンガの獲得物であった」(P. 204a7; D. 214a2) となっている。

⁸⁵ 原文は *dviṭīyo piṇḍapātikānām* (Gnoli, p. 41, l. 14) である。Tib は *cig shos na ni bsod snyoms pa rnam kyī'o* (P. 204a7; D. 214a2) である。これは過去世の話であるため、*piṇḍapātika* を乞食を行う仏教の比丘達と解釈すべきか否か判断し難い。ここでは、外道の者である可能性も捨てきれないので、仮に「乞食者」と訳す。

さて、鐘の音を聞き分ける或る一匹の犬が居た。彼(=犬)は、〔サンガを所有する者達のヴィハーラの〕鐘の音を聞いたので、サンガを所有する者達のヴィハーラに行った。彼ら(=サンガを所有する者達)は、彼(=犬)に鉢の中の残り物を与えた。彼(=犬)は、それを食べて後、乞食者達が所有するヴィハーラに行った。そこにおいても、〔その犬は〕鉢の中の残り物を食べて、望みのままに進んだ。

さて、別の時、期せずして来た⁸⁶乞食者達に対して、獲得物が与えられた。彼らは喜び⁸⁷、その鐘を鳴らした⁸⁸。鐘〔の音を聞き分ける〕その犬は、鐘の音を聞いたので、河を渡り始めた。彼(=犬)が〔河の〕真ん中まで進んだ時、サンガを所有する者達のヴィハーラにおいて〔も〕、鐘が鳴らされた。彼(=犬)は耐えかねて、引き返し始めた。〔犬は〕流れによって、遠くに流され、両方〔における食べ物〕を失った。

〔世尊は語った。〕

「比丘達よ、どう思うか。その時、その折りにおける、この者(=犬)こそ、このウパナンダなのだ。その時にも、この者は甚だしき強欲さによって両方〔における食べ物〕を失った。今も、甚だしき強欲さによって、両方〔における獲得物〕を失ったのである。⁸⁹それ故、その場合、比丘達よ、比丘は甚だしき強欲さをなすべきでない。〔もしも、甚だしき強欲さを〕なすならば、〔その者は〕越法罪となる」〔と。〕

[p. 42] 摂頌

「争い」と「病氣」と「修得」と「夜間」と「カーシ〔国〕の諸地方において」と「樹と台座と草」と「分配者達の承認」とである⁹⁰。

[p.42, l.4] *Precautions to take against quarrel some monks*

ウパーリ具寿は仏・世尊に質問した。

⁸⁶ 原文は piṇḍapātīkānām aupapādukānām である (Gnoli, p. 41, ll. 18-19)。Tib では「乞食者達に anukūlaṃ 一時的な或る獲得物が生じたので...」 bsod snyoms pa mams la glo bur gyi nyed pa zhig byung nas ... (P. 204b1; D. 214a3-4) とされ、aupapādukānām の位置には glo bur が来ており、piṇḍapātīka- よりも lābha- を形容している様に見える。glo bur の原語としては「行きずりの...」 āgantuka- が期待され、一方、aupapāduka- はむしろ「自然に発生した...」と訳すべきであろう。ここでは各語尾の一致に基づき、aupapāduka- が piṇḍapātīka- を形容していると解し、更に、Tib において glo bur と訳されていることを加味して、aupapāduka- を「期せずして来た」と訳す。

⁸⁷ 原文では -anukūlaṃ (Gnoli, p. 41, l. 19) であるが、Tib では sngar (P. 204b1; D. 214a4) となっている。ここでは原文に従う。

⁸⁸ 原文では gaṇḍī dattā (Gnoli, p. 41, l. 20) である。Tib では gaṇḍī'i brdungs pa (P. 204b1; D. 214a4) となっている。

⁸⁹ このウパナンダ比丘の非行に関する過去世物語について、『十誦律』では「守牧婆羅門婦」と「野干(狐)」の二つの物語が説かれている(大正 23, p.245c19-246a6)。

⁹⁰ 「争い」の原語は kalaha であり、争い等を行う比丘達に関する箇所 (Gnoli, p. 42, l. 5- p. 43, l. 2) を指す。「病氣」の原語は glāna であり、病気の比丘に関する箇所 (Gnoli, p. 43, l. 4- p. 44, l. 8) を指す。「修得」の原語は paryāpti であり、ヴィナヤの修得に関する箇所 (Gnoli, p. 44, l. 11- p. 48, l. 15) を指す。夜間の原語は rātrikāla であり、六群比丘が夜間にヴィハーラに到着し臥坐処を指定させたことに関する箇所 (Gnoli, p. 48, l. 17- p. 49, l. 11) を指す。「カーシ地方の国々において」の原語は kāśiṣu であり、アシュヴァカとブナルヴァスカの話に関する箇所 (Gnoli, p. 52, l. 8- p. 53, l. 23) を指す。「樹と台座と草」の原語は vṛkṣasthaṇḍīlāsādvala であり、六群比丘による樹木の占有に関する箇所 (Gnoli, p. 53, l. 25- p. 53, l. 21) を指す。「分配者達の承認」の原語は bhājakānām ca saṃvṛtiḥ であり、様々な事物の分配者達の任命に関する箇所 (Gnoli, p. 54, l. 22- p. 56, l. 12) を指す。

「以下の様なことがあるかもしれません。すなわち⁹¹，聴聞する比丘が，〔あるいは〕やって来る比丘が，争いをなし，〈害をなし⁹²，不和をなし，〉論駁をなし，〔議論の〕事柄の関係者⁹³達である〔ならば〕，無恥により，あるいは，厚顔により，彼らは私達を責め，警告する⁹⁴。ということが〔あるかもしれません〕。彼らに対しては，どの様に対処すべきでしょうか。」

〔世尊は答えた。〕

「ウパーリよ。争いをなす比丘達がやって来つつあるのを，〔もともとそこに〕住している比丘達が聞いたなら，三人の臥坐処の指示者⁹⁵を立てるべきである。〔また，〕六人の臥坐処の把捉者⁹⁶を〔立てるべきである〕。」

〔ウパーリは語った。〕「三人の臥坐処の指示者とは誰でしょうか。」

〔世尊は答えた。〕

「冬の〔臥坐処の指示者が一人〕，夏の〔臥坐処の指示者が一人〕，雨期の〔臥坐処の指示者が一人〕である。」

〔ウパーリは語った。〕「六人の臥坐処の把捉者とは誰でしょうか。」

〔世尊は語った。〕

「全てのヴィハーラを指示すべき〔把捉者が一人〕。全てのヴィハーラの周囲〔を指示すべき把捉者が一人〕。〔全てのパリガナ〔を指示すべき把捉者が一人〕。〕全てのパリガナの周囲〔を指示すべき把捉者が一人〕。全てのアーラーマ〔を指示すべき把捉者が一人〕。全てのアーラーマの周囲〔を指示すべき把捉者が一人〕である。もし，〔争いをなす比丘が〕『ヴィハーラを指示せよ。』と語るなら，『ここは〔既に〕指示されている。』と語るべきである。『ヴィハーラの周囲を指示せよ。』〔と語るなら，〕『ここも，〔既に〕指示されている。』〔と語るべきである。〕『パリガナを指示せよ。』と語るなら，『ここも，〔既に〕指示されている。』〔と語るべきである。〕『パリガナの周囲を指示せよ。』〔と語るなら，〕『ここも，〔既に〕指示されている。』〔と語るべきである。〕『アーラーマを指示せよ。』〔と語るなら，〕『ここも，〔既に〕指示されている。』〔と語るべきである。〕『アーラーマの周囲を指示せよ。』〔と語るなら，〕『ここも，〔既に〕指示されている。』〔と語るべきである。〕彼らが住処を欠き，〔あるいは住処が有っても〕住まない時に，どんな過失が生じる

⁹¹ 原文は yathāpīṭad (Gnoli, p. 42, l. 5) である。Tib ではこの位置に 'di ltar (P. 204b5; D. 214a7) がくる。

⁹² 原文では baṇḍanakārakā (Gnoli, p. 42, ll. 6-7) であるが，Tib が mtsang 'dru bar bgyid pa (P. 204b5; D. 214a7) とするので，bhaṇḍana-に訂正して訳す。

⁹³ 原語は ādhikaranika (Gnoli, p. 42, l. 7) である。Tib は rtsod pa'i gzhi bgyid pa (P. 204b5-6; D. 214b1) である。

⁹⁴ 原文は te 'smāṃś codayīṣyanti smārayīṣyanti (Gnoli, p. 42, ll. 7-8) である。Tib は de dag ngo tsha ma mchis pas tho btsam pa'i slad du bdag cag la gleng bar bgyid dran par bgyid do (P. 204b6; D. 214b1) である。BHSD は... codayeyam smārayeyam という事例を引用し "I should accuse and warn" という訳語を与えている (p. 234b)。

⁹⁵ 原文では trayah śayanāsanoddeśakāḥ (p.41, l.11) とある。

⁹⁶ 原文では śaṭ śayanāsanagrāhakāḥ (p.41, l.12) とある。Pali.senāsanagāhāpaka については，『パーリ律』(Vinaya, pp.166.8-167.38.) でも言及され，役職に従事する時期（前安居の開始日，後安居の開始日，自恣の翌日より次の雨安居まで）についての規定がある。Dutt 氏がこの箇所を引用し，を認識して条件・役割を説明している (S. Dutt, ibid., pp.56-57)。また senāsanapaññāpaka (Vinaya, 176.9-15) の役職もみられ，常時活動する他の役職とともに制定されている。この臥坐具制度において，senāsanagāhāpaka と senāsanapaññāpaka の二語が登場し，各々が別々に制定されていることから，役職と役割内容には違いがあると認識できる (佐々木『出家とは何か』p.76, p.149; 佐藤 ibid, pp.310-311; 今野道隆「パーリ律における臥坐処を割り当てる2つの役職 - senāsanagāhāpaka と senāsanapaññāpaka - について」『印度学仏教学研究』52-2, p.866-868)。

ことがあろうか。それから後に、勢いを欠き、対抗者を欠き、敵対者を欠いた者達が、[p. 43] 年長の順に従い、臥坐処を指示すべきである。」と。

世尊は（既に）語った。「年長の順に従い、臥坐処を指示すべきである。」と。

[p.43, l.3] *The care of the sick monks and Upananda's mischief again*

さて、一人の病気の比丘が居た。彼よりも年長の比丘が〔そこに〕到着した。〔そこで、〕年長の順に従い、彼（＝病気の比丘）の部屋⁹⁷が〔年長の比丘に対して〕指示された。彼（＝病気の比丘）は全ての者達の中で〔最も〕年少であった〔為〕、彼（＝病気の比丘）に対して、別の部屋は与えられなかった。

彼（＝年長の比丘）は、彼（＝病気の比丘）に語った。

「具寿よ。この部屋は私に指示されたのだ。立ち去るがよい。」と。

彼（＝病気の比丘）は語った。「私は病気です。私が健康になるまでは....」

その比丘（＝年長者）は冷酷だった⁹⁸。彼（＝年長者）は、彼（＝病気の比丘）を池〔の側〕へと追い出し、そこに放置した。

さて、バラモン達と長者達がヴィハーラに到着した。〔ヴィハーラを⁹⁹〕見ることを望む彼らはこの比丘を見た。

彼ら（＝バラモン達と長者達）は語った。

「聖者よ。この比丘は死んでしまったのですか。」

〔或る比丘は答えた。〕

「素晴らしき者よ。この者は死んではいない。」

〔彼らは語った。〕

「何故、ここに放置されているのですか。」

〔或る比丘は答えた。〕

「この者より年長の比丘が到着したのだ。〔それ故、〕この者の部屋が、彼（＝年長者）に指示されたのだ。彼（＝年長者）がこの者を追い出し、ここに放置したのだ。」

〔彼らは語った。〕

「聖者よ。私達は在家者¹⁰⁰ですが、〔病人を〕守る故に、病人の家から、〔病人を〕追い出したり（いたしません）。あなた方は出家者です。それに、あなた方の師は哀れみ深い方です。なのに、あなた方はどうして病人を追い出すのですか。」

彼ら（＝バラモン達と長者達）は非難し、攻撃し、異論をとらえた。比丘達はその件を世尊に報告した。

⁹⁷ 原語は layana (p. 43, l. 5) である。罹病の比丘に対する臥処などの配分について『パーリ律』では na bhikkhave lesakappena senāsanaṃ paṭibāhitabbam とあり部屋ではなく「senāsana」とある (Vinaya, pp.165.3-166.7)。『四分律』では「小房」とある (大正 22, p.941a8-15)。

⁹⁸ 原文では niṣṭhur asau bhikṣuḥ (Gnoli, p. 43, l. 8) である。Tib は dge slong de gtum po zhig pas ... 「その比丘は残酷な者であったので...」 (P. 205a6; D. 215a1) とするので、niṣṭhur asau を niṣṭhuro 'sau と訂正して読む。

⁹⁹ 原語は draṣṭukāma (Gnoli, p. 43, l. 10) であり draṣṭu-の目的語を記さない。しかし、Tib は gtsug lag khang lta bar 'dod pa ... (P. 205a7; D. 215a1) とするので「ヴィハーラを」を補足した。

¹⁰⁰ 原語は āgārika (Gnoli, p. 43, l. 14) である。

このことが起こった時、世尊は語った。
「そのことに基づき、その様な場合には、比丘達よ、病気の比丘に対しては、場所の喜捨を与えるべきである¹⁰¹。」と。

世尊は（既に）語った。「病気の比丘に対しては、場所の喜捨を与えるべきである。」と。

ウパナンダ具寿は「フム¹⁰²。」と言って、沈黙を守った。さて、「六日か七日の内に、〔誰かが〕臥坐処を指示するであろう。」と〔聞いたので、ウパナンダは〕足に包帯を巻いてから住した。臥坐処を指示する比丘達は、“〔ウパナンダは〕病気だ。”として、彼（＝ウパナンダ）の部屋を〔彼自身のものとして〕指示した¹⁰³。彼（＝ウパナンダ）は、臥坐処の数々が指示され終わった時、包帯をほどいて住した。

それから、病気を診る比丘達は彼に質問した。

「上座の足は健康になったのですか。」と。

彼（＝ウパナンダ）は語った。

「『世尊は有為なるものは全て無常である。』と仰ったではないか。それ故、私の [p. 44] 病いがどうして常なるものであろうか。」

彼ら（＝病気を診る比丘達）は語った。

「上座よ。早々に健康になったものですね。ひょっとして、仮病ですか。」と。

彼（＝ウパナンダ）は語った。

「お前達は、私を古びた部屋の中に¹⁰⁴打ち捨てようというのか。」と。

質素な比丘達¹⁰⁵は非難し、攻撃し、異論をとらえた。

「比丘方よ。今、まったく病気でない者達が、どうして場所の喜捨を受け取っているのか。」比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時に、世尊は語った。

「比丘達よ。そのことに基づき、その様な場合には、仮病の者には場所の喜捨を与えてはならぬ。また、その者〔自身〕も受け取るべきではない。〔もしそのことを〕なしたなら、越法罪となる」と。

[p.44, l.9] *The various blessings of the men who master the Vinaya: the six pentads*

五つ一纏まりの摂頌

〔以下は、〕「敬われる」と「自らの戒」と「明瞭な」と、また、「灯明」と「起こり」と「妨害者」

¹⁰¹ 原文は *vastuparihāro dātavyaḥ* (Gnoli, p. 43, ll. 18-19) である。Tib では *gzhi spang ba sbyin par bya'o* (P. 205a2; D. 215a4) となっている。

¹⁰² 原文も感嘆詞 *hum* (Gnoli, p. 43, l. 21) と記す。

¹⁰³ 原文は *tatsantakam layanam uddiṣṭam* (Gnoli, p. 43, l. 24) である。Tib も... *nad pa yin no snyam nas / de'i gnas mal bskos so* // (P. 205b3; D. 215a5) と記し、否定辞を記さない。従って、「彼自身のものとして」を補足する。

¹⁰⁴ 原文では *jīṇalayane* (Gnoli, p. 44, l. 3) であるが、Tib は *gnas khang sgo drung du ...* 「門（あるいは窓）の側の依処に」(P. 205b6; D. 215a7) となっている。ここでは原文に従う。

¹⁰⁵ 原語は *alpārtha* (Gnoli, p. 44, l. 3) である。Cf. BHSD p. 69a.

と、最後が「罪」であって、〔以上が〕取り上げられた一纏まりの摂頌である。

中間の摂頌

〔以下は、〕「敬われる」と「他者」と「内なる」と「他の」と「大衆の利益のため」であって、第一の五つである。

世尊は、スートラ（経）とマートリカー（論）とを、神々と人間達の内々に位置せしめた。スートラをナーガ達の内々に〔位置せしめた〕。しかし、ヴィナヤ（律）は、〈甚深にして〉甚深なる顕現を有し、見難く、理解し難く、多くの密意を有し、世間の言葉に対応している。比丘達は、ヴィナヤを、〔その〕甚深さ故に、密意の多さ故に、そして、世間の言葉への対応の故に、口誦することに耐えなかった。また、以下のことは決まり事である。〔悪しき〕性質によって教えを失った者に対しては、仏・世尊方は、甚だしき〔良い〕性質を語る。

その場合に、世尊は比丘達に告げた。

「比丘達よ。私のヴィナヤを保持する者には、五つの利点¹⁰⁶がある。五つとは何か〔と云えば〕。(1) 四つの集団（＝四衆すなわち比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷）の内々に敬われる。〔p. 45〕(2) この者（＝ヴィナヤの保持者）は他者に依存せず、教誡者であり指導者である。(3) 過去・未来・現在の正等覚者達の内なる財宝の保持者である。(4) 他の沙門達とバラモン達の頂点に坐して留まる。(5) 大衆の利益のため、そして、大衆の安楽のため、正法の安定のために行動する。

中間の摂頌

「自らの戒」・「近づくべき者」・「後悔」・「無畏なる者」・「正法の内」であって、第二の五つである。

ヴィナヤの保持者には、更なる五つの利点がある。〈五つとは何か。〉(1) この者の自らの戒の集まりは、十分に守られるし、〔他者によって〕守らしめられる。(2) 四つの集団にとって、近づくべき者である。(3) 後悔が生じた者達にとっての抛り所たる者である。(4) サンガの中における無畏なる者として暮らす。(5) 反対論者達に対しては、自らの正法の内に取り込む。

中間の摂頌

「明瞭な」・「意味の決定」・「諸学処」、また二つの「灯明」があるべきである。ということが、第三の五つである。

ヴィナヤの保持者には更なる五つの利点がある。五つとは何か。(1) 明瞭な意味を挙げる。(2) 意味の決定に関して、十分に確立している。(3) この者は、諸学処をよく把握している。(4) 灯明を生じた心によって、幅広く住する。(5) 最後の人々（＝最後身の人々）とともに、灯明を作る。

¹⁰⁶ 原文では ānuśāṃsa- (Gnoli, p. 44, l. 24). 「利点」という訳語については、BHSD p. 34b (ānuśāṃsa の項目) を参照。

〔中間の〕 摂頌

「灯明」と「照光」と「光輝」と「憂い少なく」と「空虚ではない」と〔いう以上が第四の五つ〕である。

ヴィナヤの保持者には更なる五つの利点がある。五つとは何か。[p. 46] ヴィナヤの保持者が住む地域、(1)〔その〕地域は、私にとって、灯明が生じていると知られ¹⁰⁷、(2) 照光が生じている〔と知られ〕、(3) 光輝が生じている〔と知られる〕。(4) その地域において、私は憂い少なくして住する。(5) そして、〔その〕地域は、私にとって、空虚ではないと知られる¹⁰⁸。

〈(中間の) 摂頌

「起こり」と「説示」と「説示に準ずるもの」と「拒否」と「同意」という以上が第五の五つである。¹⁰⁹⁾

ヴィナヤの保持者には更なる五つの利点がある。五つとは何か。(1)〔事の〕起こりを知る。(2)〔ブツダによる〕説示を知る。(3)〔ブツダによる〕説示に準ずるものを知る。(4)〔ブツダによる〕拒否を知る。(5)〔ブツダによる〕同意を知る。

〔中間の〕 摂頌

《「妨害者」・「妨害せぬ者」・「教誡」・「教導」・「近住者への対処能力」が第六の五つである。¹¹⁰⁾》

ヴィナヤの保持者には更なる五つの利点がある。五つとは何か。(1) 妨害者を知る。(2) 妨害せぬ者を知る。(3) 教誡する。(4) 教導する。(5) 共住者と近住者の依処を取らせる能力がある。

〔中間の〕 摂頌

《「罪」・「罪ではないもの」・「〔罪が〕重いこと」・「〔罪が〕軽いこと」・「詳説されたプラーティモークシャ」というのが、〔第七の〕五つである。¹¹¹⁾》

ヴィナヤの保持者には更なる五つの利点がある。五つとは何か。(1) 罪を知る。(2) 罪でないものを知る。(3)〔罪が〕重いことを知る。(4)〔罪が〕軽いことを知る。(5) この者は、詳

¹⁰⁷ 原文では *ālokajātā me dik khyāti avabhāsajātā prabhāsajātā* (Gnoli, p. 45, l. 22- p. 46, l. 1) とされる。Tib は、... *phyogs de(P. der) ngas snang ba skyes pa dang / gsal ba skyes pa dang / 'od skyes par mthong* / 「その方角を、私は、光明が生じ、照光が生じ、光輝が生じる、と見る。」(P. 206b3; D. 216a6) とされる。ここでは、Tib を参考にして、*khyāti* を *khyātā* という過去受動分詞の女性単数主格に訂正して読む。

¹⁰⁸ 上の註記と同じく、*khyāti* を *khyātā* に訂正して訳す。

¹⁰⁹ Skt ではこの摂頌が欠落。Tib には *sdom ni / byung dang de nas bcas pa dang / rjes su bcas dang de bzhin du / bkag dang rjes su gnang ba ni / lnga tsan lnga par byas pa' o* / (P. 206b4; D. 216a7) とある。

¹¹⁰ Skt ではこの摂頌が欠落。Tib には *sdom ni / bar chad bar chad ma yin dang / gdams ngag dang ni rjes bstan dang / slob ma' i mithu ni yod pa ste / lnga tsan drug pa dag tub shad* / (P. 206b5-6; D. 216b1-2) とある。

¹¹¹ Skt ではこの摂頌が欠落。Tib には *sdom ni / ltung ba dang ni ltung ba min / lci dang yang dang de bzhin du / so sor thar pa rgyas par yang / gdon pa dag ni lnga tsan yin* / (P. 206b7; D. 216b3) とある。

説されたプラーティモークシャにおける説示を有している。

[p.47, II.1-2] *Upālin the foremost amidst them who master and know the Vinaya. The teaching of the Vinaya.*

[p. 47] 世尊は〔以上の様に〕ヴィナヤの性質を語った。それ故、上座である比丘達にして忍耐力を有する者達は、ヴィナヤを口誦することを開始した。さて、その時、ウパーリ具寿は、ヴィナヤの因縁と発祥に精通した者達の中で第一人者であった。“各々上座である比丘達が¹¹²、ヴィナヤを理解することになる。”と〔考えて¹¹³〕、敬意を払って、説示を開始した。彼（＝ウパーリ）は、身体が、蒼白で、腰が曲がり、脆弱で、元気が無くなった。

知る者にして質問者である諸仏・諸世尊は¹¹⁴〔それと〕知りつつ質問する。知らずして質問しない。適時に質問し、適時を超えて質問しない。意味を有するものを質問し意味の無いものを質問しない。諸仏・諸世尊は、意味を有せぬ質問に対しては、防壁によって遮断した。諸仏・諸世尊は、意味を有するその質問に対する適時を知る。

仏・世尊はアーナンダ具寿に質問した。

「アーナンダよ。何故、ウパーリ比丘は身体が、非常に蒼白で、腰が曲がり、脆弱で、元気が無くなっていったのか。」

彼（＝アーナンダ）は語った。

「世尊はヴィナヤの性質をお説きになりました。すると、各々上座である比丘達で、忍耐力を有する者達が、ヴィナヤを口誦することを開始したのです。ウパーリ具寿は、“敬意を有する各々上座である比丘達が、ヴィナヤを理解することになる。”と〔考えて〕、敬意を払って、説示を開始したのです。それ故、彼（＝ウパーリ）は身体が、非常に蒼白で、腰が曲がり、脆弱で、元気が無くなったのです。」と。

このことが起こった時、世尊は語った。

「比丘達よ、説示を授ける者に対する、比丘にとっての慣習的行為に応じたルールの数々を、私は取り決めよう。説示を授ける者は、〔歩みつつ¹¹⁵〕、留まりつつ、坐しつつ、そして、臥しつつ、〔説示を与えるべきである¹¹⁶〕。説示を受ける比丘は、三種の行動によって、説示を受けるべきである。説示を受ける比丘は、説示を授ける比丘が経行しつつある内に、到着しておくこと。また、初心者 [p. 48] である者は、称讃を行い、健康状態を尋ねた後、身体を屈して、正直な心でもって、敬意を伴い、一歩退き、説示を受けねばならない。また、〔説示を受ける者が〕年長者であるなら、健康状態を質問した後、身体を屈して、正直な心によって、敬意を伴い、一歩退き、説示を受けねばならない。もし、留まっている〔説示を授ける者〕に対してであれば、到着し〔た後〕、初心者であるならば、称讃をなし、健康状態を尋ねて後、しゃがんで、一段低い坐具

¹¹² 原文は sthvavirasthvirā bhikṣavo (Gnoli, p. 47, l. 5-6) である。Tib は dge slong gnas brtan gnas brtan rnam (P. 207a1-2; D. 216b5) である。

¹¹³ Tib は... 'dul ba kun chub par byed par 'gyur ro snyam ste (P. 207a2; D. 216b5) とあるので、補足した。

¹¹⁴ 原文は janakā pṛcchakā *buddhā bhagavatntaḥ (Gnoli, p. 47, 8) である。この文句も平岡氏によって有部系文献に見られる定型句であることが指摘されている。Cf. 平岡 [2002], pp. 180, 204.

¹¹⁵ 原文には無いが、Tib に 'chag pa 「歩行」 (P. 207a8; D. 217a4) とあるので、補足した。

¹¹⁶ 原文には無いが、Tib に lung dbog par bya ste (P. 207a8; D. 217a4) とあるので、補足した。

の上に¹¹⁷坐して後、正直な心によって、敬意を伴い、説示を受けるべきである。留まっているに對するのと同様に、坐している者と臥している者に対して、〔以上の行動を〕適用すべきである。説示を受ける比丘は十分に実践し、十分に学習し、疑惑を無くしてから、説示を与えるべきである。説示を受ける者も、十分に質問し、十分に理解し、疑惑を無くしてから、説示を受けるべきである。説示を受ける比丘と説示を受ける〔比丘〕とが、〔以上に〕示された通りの慣習的行為に應じたルールの数々を保持せず振る舞う〔ならば〕、越法罪 (sāṭisāra)¹¹⁸となる。」

[p.48, l.16] *The mischief of the Six Monks*

六群比丘は地方都市において遊行をしつつ、夜に、ヴィハーラに至り、〔そのヴィハーラに所属している〕比丘達は、親交に応じて、〔道中の疲労を〕取り払った。

彼ら (=六群比丘) は語った。

「具寿方よ。どうして、留まっておられるのか。臥坐処の指示者を呼ぶがよい。」

彼ら (=そのヴィハーラに所属している比丘達) は語った。「何のためにですか。」

〔六群比丘は語った。〕「臥坐処を指示するためだ。」

〔また、〕彼ら (=そのヴィハーラに所属している比丘達) は語った。

「〔皆は〕臥坐処で安楽に眠っている。夜が明けたら、あなた方は〔臥坐処を〕指示されるであろう。」と。

彼ら (=六群比丘) は〔怒りを〕みなぎらせて語った。

「あなた方は、世尊が留まっておられる間にすら、師の教示を取り消すのか。もしも、あなた方に後悔の念があるならば、年長の順に従い、[p. 49] 臥坐処を指示せよ。」

彼ら (=六群比丘) が語気を荒げた〔ので〕、恐怖した臥坐処の指示者によって、指示がなされた。六群比丘達は最年長の場所に、臥坐処を得て後、臥した。初心者達が指示を受けている間に、夜が明けた。六群比丘は急いで起きあがって、語った。

「具寿方よ。あなた方は〔私達の〕臥坐処を取れ。私達は出発する。」と。

比丘達は彼ら (=六群比丘) に語った。

「具寿方よ。〔あなた方の〕一夜の為に、夜の間ずっと、比丘サンガはあなた方によって迷惑を被ったのだ。どうか、あなた方は他ならぬこの場所に留まれ。」

彼ら (=六群比丘) は語った。

「ナンダとウパナンダよ。私達はシュラーヴァステイーに行くぞ。この者達 (=ナンダとウパナンダ (?)) はヴァータラ〔という病気〕に罹っている。(?)¹¹⁹」と言って、〔ヴィハーラを〕立

¹¹⁷ 原文では *nīcatarake vā āsane* とされ (Gnoli, p. 48, l. 6) *vā* が存在するが、Gnoli の指摘の通り、Tib に *vā* は存在しないので、*vā* を消去して訳す。

¹¹⁸ この「越法罪」は、波羅夷法第三条「断人命戒(殺生戒)」のうち、罹病比丘の看病に関する因縁譚にもみられる。看病する比丘が、罹病比丘の死を願っていると受け取られかねない振る舞いをしたことが罪とされる。この場合殺害を犯したことにはなっていない。『根本説一切有部毘奈耶』巻第七 (大正 23, p.654) (平川彰『二百五十戒の研究』東京:春秋社 1993, pp.259-262)。

¹¹⁹ この文を含む原文の全体は *nandopananda śrāvastīm gacchāmaḥ savātālā eta iti kṛtvā prakrāntāḥ* である (Gnoli, p. 49, ll. 17-18)。Tib は *dga' bo nye dga' mnyan yod du dong ngo // 'di dag ni rlung nad can yin no zhes byas nas dong ba'i ...* 「ナンダとウパナンダが (?), シュラーヴァステイーに出発した。この者達はヴァータラを有している。と言って出発した...。」 (P. 208a4-5; D. 217b7) となっている。ヴァータラ (*vātala*) について、その対応チベット語 *rlung nad* を H. A. Jäschke の辞書 (*Tibetan-English Dictionary*, London, 1881) で引くと、"disease caused by *rlung*" (p.

ち去った。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「そのことに基づき、その様な場合には、比丘達よ。夜に臥坐処を指示すべきではない。〔しかし、〕もしも、夜に到着した者達〔があれば、〕親交に応じて、〔道中の疲労を〕取り払うべきである。」

[p.49, l.12] Disciplinary prescriptions

地方都市から、チャイティヤを礼拝する一人の比丘が (bhikṣuś caityavandakaḥ) シュラーヴァステイーにやって来た。彼は、そこにおける適切な行動に精通しておらず、早朝に起きて、世尊の面前に近づいた。世尊の足に礼拝した後、上座達と比丘達の〔足に礼拝した後、¹²⁰〕シュラーヴァステイーに乞食するために入った。彼が乞食のために歩いていると、〔定められた〕時に至ったので、他ならぬそこにおいて、〔チャイティヤの〕基壇部分に寄りかかって¹²¹、食事の作法をなし始めた。また、アナータピンダダは、その〔同じ〕道を通って、チャイティヤを礼拝しつつ進んだ¹²²。

彼 (=アナータピンダダ) は彼 (=基壇に寄りかかって食事をしている比丘) を見たので語った。

「聖者よ。あらゆる面で喜ばしい教えにおいて出家なさったのに、あなたは、どうして相応しくないこと¹²³をなさるのですか。」

〔更に〕彼 (=長者) は語った。

「具寿よ。あなたは時に至ったのをご存じないのですか。」と。

〔比丘は語った。〕

「ここにおいて、相応しくないこととは何なのか。¹²⁴」

彼 (=長者) は語った。

「どうして私の家においでにならなかったのですか。」と。

〔比丘は質問した。〕「あなたの名前は何なのか。」

538a) とされ、病気の一種を指すようである。藏漢大辞典においても *lung nad* の項目には「体内の氣息の錯乱が引き起こす血管と神経系統に関係する諸々の病気」(北京：民族出版社, 1993, p. 2737b) とされている。

¹²⁰ Tib では *bcom ldan 'das dang dge slong gnas brtan gnas brtan rnams kyi rkang pa gnyis la phyag byas nas ...* 「世尊と上座比丘達の両足に礼拝して後...」(P. 208a7; D. 218a2) とされることに基づき補足した。

¹²¹ 原文は *kuḍyamūlam niśritya* (Gnoli, p. 49, l. 17) である。

¹²² 原文は *anāthapiṇḍadaś ca tena pathā caityābhivandakaḥ samprasthitaḥ* (Gnoli, p. 49, 17-18) である。

¹²³ 原文は *ārāṭikāṃ* (Gnoli, p. 49, ll. 19-20) である。Gnoli (p. 49, note 6) も指摘する通り、この語は BHSD には収録されていない。他の Skt の辞書及び PED にも記載がない。この語の出る文章は原文では、... *kim ārāṭikāṃ karoṣi* (Gnoli, p. 49, ll. 19-20) であり、Tib 対応箇所では、... *mi rigs pa mdzad dam ci /* (P. 208b1; D. 218a3) となっている。従って、*ārāṭikā* に当たるのは *mi rigs pa* と見なし得る。ここでは、Tib の対応語 *mi rigs pa* に基づき、「相応しくないこと」という訳を充てる。

¹²⁴ ここまでの原文は、*sa kathayati: āyusman kātrārāṭikā, na paśyasi velām āsannām iti* (Gnoli, p. 49, ll. 20-21) である。Tib は *des smras pa / tshe dang ldan pa dro la bab tu nye ba ma mthong ngam / 'di la mi rigs pa ci zhiḡ yod /* (P. 208b1; D. 218a3-4) となっており、「彼 (=長者) は〔更に〕語った。『具寿よ、定まった時に近づいたのを見なかったのですか。』〔比丘は答えた。〕『ここにおいて相応しくないこととは何ですか。』」と訳し得る。ここでは Tib 文に基づき、*kātrārāṭikā* を *āsannām iti* の後ろへ移して訳す。

〔長者は答えた。〕「アナータピンダダです。」

〔比丘は語った。〕「私は、[p. 50] それらストラの数々の中で、『アナータピンダダ長者が...』、『アナータピンダダ長者が...』と〔語られる〕のを聞いたことがある。〔しかし、〕私は、あなたを知らないし、〔あなたの〕家も知らないのだ。」

アナータピンダダ長者は〔次の様に〕考えた。

“この比丘は遠くから来たので、状況を知らないのだ。確かに、私を知らないし、私の家も知らない〔のだから¹²⁵〕。今、適時に至っているであろうか¹²⁶。〔もしそうであるなら、〕私は世尊にお知らせしよう。『シュラーヴァスティーの周辺、〔そして〕ジェータヴァナの周辺、〔及び〕その間において、遊行に関するものを建立致します¹²⁷。』〔と。〕”

以上の様に考えたので、世尊の居られるところに近づいた。近づくと、〔長者は〕世尊の両足に、頭でもって礼拝して後、一方に坐した。一方に坐したアナータピンダダ長者は世尊に以下の様に語った。

「大徳よ。客比丘達が適切な行動に精通しておらず、乞食して歩みつつ、適時（＝定められた食事の時間）を超過して、〔チャイティヤの〕基壇部分に寄りかかって、食事の作法を行っています。過失があるか無いかに関わらず、信仰無き者達は、聖者達を中傷するでしょう。それ故、もし世尊が許可して下さるなら、私は、シュラーヴァスティーの周辺、〔そして〕ジェータヴァナの周辺、〔及び〕その間において、遊行に関するものを建立したいのです。」と。

〔またアナータピンダダ長者は語った。〕

「〔そうすれば〕或る場所で、或る者にとっての適時（＝定められた食事の時間）になれば、その場所で、その者は施食を食することができるでしょう。」と。

世尊は語った。

「長者よ。そのことに基づき、私は許可しよう。建立せよ。」と。

彼（＝長者）は、シュラーヴァスティーの周辺、〔そして〕ジェータヴァナの周辺、〔及び〕その間において、遊行に関するものを建立した。或る場所で、或る比丘にとって適時となると、その場所で、その者は食事の作法をなすのである。

別の比丘達が飲み物に困窮した。〔それ故〕アナータピンダダ長者は、その場所に、井戸を作った。〔そして、〕車一杯の三つの薬味と三つの果実が、〔井戸に〕放り投げられた。すると、水は甘くなった。〔そのことが〕世間すべてに知れ渡った。人々は〔そのことを〕聞いて、やって来た。比丘達は〔その水を〕隠した。

シュラーヴァスティーの住民達は語った。

「聖者の方々よ。私達は、あなた方に対して、全ての必需品でもって仕えました〔のに〕、あなた方は、世間全ての共有物である水を隠そうとなさるのですか。」と。

比丘達はその件を世尊に報告した。世尊は語った。

「隠すべきではない。」と。

¹²⁵ Tib において gdon mi za bar bdag kyang mi shes la / bdag gi khyim yang mi shes kyis / (P. 208b3; D. 218a5) となっており、最後に kyis の語が付されていることに基づき補足した。

¹²⁶ 原文は kim atra prāptakālam (Gnoli, p. 50, l. 4) である。Tib は 'di lta bu la ji ltar byas na rung ba (P. 208b3; D. 218a5-6) となっている。

¹²⁷ 原文では parikramaṇakāṃ kārayāmi (Gnoli, p. 50, ll. 5-6) となっているが、parikramaṇakāṃの意味が不明瞭である。Tib は bsti gnas brtsig par bya'o (P. 208b4; D. 218a6) となっている。

一人の女性が比丘達に、水を乞うた。比丘達は与えなかった。世尊は語った。「与えるべきである。」と。

世尊は語った。「女性はあらゆる面で縄であり、マーラの拘束具である。」と。

比丘達は水を与えつつ、女性に執着した。さて、容色と若さの点で素晴らしい或る女性が、若き比丘のそばで過度に見つめて、[p. 51] 彼に¹²⁸水を乞うた。その者（＝若き比丘）も彼女を見つめて気を惹かれていた。制止されつつ〔も〕、〔水を〕流しながら、〔水を〕与えた。同様に、彼女も〔比丘を〕見つめながら、〔水を〕飲んだが、なんとしたことか、水が危険なところに入ってしまい¹²⁹。彼女は死んでしまった。少欲な比丘達は非難し、攻撃し、異論をとらえた。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「比丘の側で見つめている、〔あるいは〕気を惹かれている女性、彼女に自ら〔水を〕与えるべきではない。また、女性に対して、〔水を〕流しながら、水を与えるべきではない。次から次へと、水の流れを刻みながら、〔このように〕語るべきである。『〔あなたの〕手の内に満たすから、お飲みなさい。』と。それ以外の場合には、越法罪となる」〔と。〕

さて、その時、ジェータヴァナにおいて第一級の施食を与えている者達が〔居た〕。彼らは、他ならぬそこにおいて、与えることを開始した。六群比丘が〔それを〕聞いた。彼らは遊行に関する物のところに行って住した。第一級の施食を持ってきている者に、彼ら（＝六群比丘）は質問した。

「もしも、諸々のミルクの粥¹³⁰であれば、〔あなた方は〕鉢に入れなさい。しかし、水の粥¹³¹であれば…」

彼ら（＝六群比丘）は〔続けて〕語った。

「サンガは偉大な力を有し、そのサンガは偉大な威光を有する、〔それ故、〕サンガに布施せよ。大量の食べ物等を適用すべきである。」少欲な比丘達は非難し、攻撃し、異論をとらえた。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「比丘達は、他人の獲得物を集めるべきではない。集める者は越法罪となる。¹³²」と。

世尊は語った。「比丘達が他人の獲得物を集めるべきではない。」と。

¹²⁸ 原文では tat (Gnoli, p. 51, l. 1) であるが、註に tam という異読が挙がっている (Gnoli, p. 51, note 1)。また、Tib も de la (P. 209a4; D. 218b7) とするので、tam に訂正して訳す。

¹²⁹ 原文は evaṃ sāpi nirīkṣate, pibati, bata pānīyaṃ viṣamam gatam kālagatā; (Gnoli, p. 51, ll. 2-3) である。viṣamam は viṣamaṃ に訂正して読む。Tib は de yang de la rtog bzhin 'thungs pa la chu de glor song nas shi'o // 「彼女もまた、彼を思いつつ、飲んだが、その水は肺に入ったので死んでしまった。」(P. 209a5; D. 218b7) である。

¹³⁰ 原文では pāyaso (Gnoli, p. 51, l. 13), Tib では 'og thug (P. 208a8; D. 219a4) である。

¹³¹ 原文では pānīyapeyā (Gnoli, p. 51, l. 13), Tib では chu thug (P. 208a8; D. 219a4) である。

¹³² 粥の布施と配分に関しては、同内容が『十誦律』(大正 23, p.249a2-18) にあり、そこで「分粥人」の制定もされている。ŚAV ではこの「分粥人」の役職が因縁譚に後続して制定されておらず、全体の最後箇所にも他の役職とまとめて列挙されている。

比丘達は、或る責務により、別のヴィハーラに行った。彼らが去った後、そこ（＝別のヴィハーラ）において、適時（＝定められた食事の時間）に至った。〔しかし、〕後悔に基づき（＝後悔を怖れて）、食事をしなかった。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「意図的に、行くべきではない。〔しかし、〕それ以外の場合、行った後で、もしも〔行った先の場所において〕適時になったなら、食事をすべきである。この場合には、後悔はなされるべきではない。」と。

[p. 52] 苦難を伴う時となり、比丘達は他のヴィハーラに行った。そこにおいて、彼らが食事をしている比丘達を見て、食事をすることを望んだ。〔しかし、〕〈後悔故に〉食事をしなかった。比丘達はその件を世尊に報告した。

このことが起こった時、世尊は語った。

「先のヴィハーラにおいて〔食事が〕取られなかったもの、それ（施食）が計り知れないほど〔の量が〕もたらされたなら取るべきである。しかし、〔そこにおける〕比丘の分量〔だけ〕が〔もたら〕されたなら、取るべきではない。取るならば、越法罪となる」と。

[p.52, l.7] *Nefarious doings of the Āsvaka and Punarvasuka* さて、世尊はカーシ地方の国々を遊行を行いつつ、キターギリ¹³³〔という名の土地〕に到着した。さて、その時、キターギリには、アシュヴァカとプナルヴァスカという二人の比丘が住んでいた。

その二人は〔以下のことを〕聞いた。

「世尊は、比丘サンガとともに、カーシ地方の国々を遊行して、ここに到着するであろう」と。

〔それを〕聞いたので、また、〔彼ら二人は〕考えた。

“比丘達は、師の面前で、私達のことを責めるであろうし、〈警告するであろう〉。無恥故に、あるいは、厚顔故に。私達は、世尊のために、大きなヴィハーラを除き、比丘達をはじめとして、三人の臥坐処の指示者達を立てよう。六人の臥坐処の把捉者を立てよう。三人の臥坐処の指定者とは誰か。冬の〔臥坐処の指定者が一人〕、夏の〔臥坐処の指定者が一人〕、雨期の〔臥坐処の指定者が一人〕である。六人の臥坐処の把捉者とは誰か〔とえば〕、全てのヴィハーラを指示する〔把捉者が一人〕。全てのヴィハーラの周囲を指示すべき〔把捉者が一人〕。〈全てのバリガナ（個人用の家？）〔を指示すべき把捉者が一人〕。〉全てのバリガナの周囲〔を指示すべき把捉者が一人〕。全てのアーラーマ〔を指示すべき把捉者が一人〕。全てのアーラーマの周囲〔を指示すべき把捉者が一人〕。もし、『ヴィハーラを指示せよ。』と語るなら、『これは〔既に〕指示された。』と語るべきである。『バリガナを指示せよ。』と語るなら、『これも〔既に〕指示された。』〔と語るべきである。〕『ヴィハーラの周囲を指示せよ。』〔と語るなら、〕『これも〔既に〕指示された。』〔と語るべきである。〕『アーラーマを指示せよ。』〔と語るなら、〕『これも〔既に〕指示された。』〔と語るべきである。〕『アーラーマの周囲を指示せよ。』〔と語るなら、〕『これも〔既に〕指示された。』〔と語るべきである。〕彼らが住処を欠き、〔あるいは住処が有っても〕住まないなら、羞恥無き故に、あるいは、罔々しき故に、私達を責めないであろうし、警告しないであろう。”〔と。〕

彼ら二人によって、三人の臥坐処の指示者が立てられ、六人の [p. 53] 臥坐処の把捉者が〔立

¹³³ Cf. G. P. Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names* (orig. pub., 1937-1938; reprint New Delhi: Munshiram Manoharlal publishers Pvt Ltd, 1995), p. 597; 赤沼智善『印度仏教固有名詞辞典』京都: 法蔵館, 1967, p. 310a.

てられた]。

さて、世尊はキターギリに到着した。世尊のヴィハーラは、彼ら二人（＝アシュヴァカとプナルヴァスカ）によって前もって準備されていた。

比丘達は語った。

「具寿たるお二方よ。臥坐処とヴィハーラを指示せよ。」

彼ら二人（＝アシュヴァカとプナルヴァスカ）は語った。

「ヴィハーラは既に指示されたものである。」

〔比丘達は語った。〕「パリガナを指示せよ。」

〔彼ら二人は語った。〕「それも〔既に〕指示されたものである。」

〔比丘達は語った。〕「ヴィハーラの周辺を指示せよ。」

〔彼ら二人は語った。〕「それも〔既に〕指示されたものである。」

〔比丘達は語った。〕「パリガナの周辺を指示せよ。」

〔彼ら二人は語った。〕「それも〔既に〕指示されたものである。」

〔比丘達は語った。〕「アーラーマを指示せよ。」

〔彼ら二人は語った。〕「それも〔既に〕指示されたものである。」

〔比丘達は語った。〕「アーラーマの周辺を指示せよ。」

〔彼ら二人は語った。〕「それも〔既に〕指示されたものである。」

彼ら二人は、〔各々が所有する〕二つの止住処の全てを指示しなかった¹³⁴ので、アーラーマの中において高い声と大きな声が生じた。

知る者にして質問者である諸仏・諸世尊は¹³⁵〔それと〕知りつつ質問する。知らずして質問しない。適時に質問し、適時を超えて質問しない。意味を有するものを質問し意味の無いものを質問しない。諸仏・諸世尊は、意味を有せぬ質問に対しては、防壁によって遮断した。諸仏・諸世尊は、意味を有するその質問に対する適時を知る。

仏・世尊はアーナンダ具寿に質問した。

「アーナンダよ。アーラーマの中において生じた、人々の大集団の高い声と大きな声を有するこの音響は何であるか。」

彼（＝アーナンダは）語った。

「アシュヴァカとプナルヴァスカという二人〈の比丘〉が、比丘達に関連して、三人の臥坐処の指示者を立て、六人の臥坐処の把握者〔立てた〕ので、比丘達は臥坐処を得られないのです。アーラーマの中において人々の大集団の高い声と大きな声を有するこの音響は、それによるものです。」

世尊は語った。

「アーナンダよ。争いをなす者達を意図して、私は、三人の臥坐処の指示者と六人の臥坐処の把握者が立てたのだ。ここにおける、正しく住している者達に対して〔立てられたの〕ではない。それ故、比丘達は、正しく住している比丘達に関連して、三人の臥坐処の指示者と六人の臥坐処

¹³⁴ 原文では、tau sarvāvasthau noddīsatāḥ (Gnoli, p. 53, l. 7) である。Tib は de gnyis kyis gnas thams cad ma bskos ba (P. 210a6; D. 220a4) である。おそらく、彼ら二人が各々所有する住処全てを指示しなかった、という意味であると考えられる。

¹³⁵ 先に註記において指摘した通り、この文句も平岡氏によって有部系文献に見られる定型句であることが指摘されている。Cf. 平岡 [2002], pp. 180, 204.

の把握者を立てるべきではない。〔もし、それらを〕立てたなら、越法罪となる」と。

[p.53, l.24] *The mischief of the Six Monks again*

世尊は比丘サンガとともに、コーサラの地方都市の数々を遊行して歩きつつ、村落の如きの無い或る阿蘭若処（アランヤ）において、夜の休息場所に入った。六群比丘は、世尊の為の一本の良い樹木を残し、[p. 54] 他の良い樹木は自分達で占有した。各々上座である比丘達は、穴の有る樹木¹³⁶を得た。

コーサラの王プラセーナジットは〔ブッダが逗留していることを〕聞いた。彼は、四部隊を有する軍団とともに表敬に出発した。彼は世尊の足下に礼拝すると、上座達に会って回った。さて、彼（＝プラセーナジット）は、六群比丘が良い樹木に住し、上座達が穴の有る樹木に住しているのを見た。彼（＝プラセーナジット）は「フム。」と言って、世尊の居られるところに近づいた。近づくと、世尊の両足に頭でもって礼拝して一方に坐した。一方に坐したコーサラの王プラセーナジットは、世尊に以下の様に語った。

「大徳よ。私は、クシャトリヤにして、頭頂から灌頂を受けた君主たる王であります。全ての辺境の国々において産出した宝石の数々の内で、その好ましいもの全ては私のものであります。残りのものは、乞われるまま、妃達・王子達・大臣達・軍隊中最高の兵士¹³⁷のもの〔となります〕。世尊も最高の法王であります。聖者カウンディンヤ・シャーリプトラ・マウドゥガルヤヤナ・カーシュヤパ・¹³⁸レーヴァタ等の偉大な声聞方は、穴を有する諸々の樹木において住しておられますのに、六群比丘は諸々の良い樹木において〔住している〕のです。どうか、世尊は、お慈悲をもって、諸々の樹木をも、年長の順に従い、取り決め下さい。」と。

世尊は、コーサラの王プラセーナジットに沈黙でもって同意した。そこで、コーサラの王プラセーナジットは、世尊の沈黙による同意を知ったので、世尊の両足に頭でもって礼拝して、座から立ち上がると、立ち去った。このことが起こった時、世尊は語った。

「比丘達よ。そのことに基づき、その様な場合には、諸々の樹木も、諸々の台座も、諸々の草地も年長の順に従い指示すべきである。」と。¹³⁹

世尊は語った。「諸々の樹木も、諸々の台座も、諸々の草地も、年長の順に従い指示すべきである。」と。

比丘達は自分たちを〔ヴィハーラの指示者として〕指名したので、世尊は語った。「ヴィハーラの指示者¹⁴⁰である比丘は同意されるべきである。」

¹³⁶ 原語は *koṭaravṛkṣa* (Gnoli, p. 54, l. 2) である。

¹³⁷ 原文では *baṭabalāgrasya* (Gnoli, p. 54, l. 11) である。Tib では *khrom gyi ru pa rnams kyi* (P. 211a1; D. 221a1) となっている。Lokesh Chandra の *Tibetan-Sanskrit Dictionary*, p. 288b には *khrom gyi ru* の項目に *bhaṭabalāgra* が挙がっているので、テキスト中の *baṭa-*を *bhaṭa-*に訂正して訳す。

¹³⁸ Tib では、この位置に *kun dga' bo* (P. 211a1; D. 221a2) が挿入されている。

¹³⁹ 同内容が『十誦律』にみられる（大正 23, p.247b13-21）。

¹⁴⁰ この *vihārodeśa* はすでに「祇園精舎の布施物語」の場面でシャーリプトラが任命されたヴィハーラの建設工事監督役のことである。しかし、その主な役割は建設作業でなく、所属する現前サンガのヴィハーラの配分と管理とされている。これに続いて他の役職が列挙されるが、ここでは詳細な職務（労働）内容は説示されていない。

比丘達は、無分別に〔ヴィハーラを指示する者として〕同意したので、世尊は語った。
 「ヴィハーラを指示する比丘が〔以下の〕五法を具足している〔場合〕、〔未だ〕同意されていないなら、同意すべきではない。また、〔既に〕同意されたならば、解任されるべきである¹⁴¹。五法とは何か。(1) 欲望故に流されること、(2) 怒り故に流されること、(3) 愚かさ故に流されること、(4) 怖れ故に流されること。(5) 既に指示されたヴィハーラと未だ指示されていないヴィハーラを知らないことである。以上の五法を具足する者は、ヴィハーラの指示者として〔未だ〕同意されていないなら、同意すべきではない。〔既に〕同意されたなら、解任すべきである。[p. 55]しかし、〔以下の〕五法を具足する者は、ヴィハーラの指示者として〔未だ〕同意されていないならば、同意されるべきである。また、〔既に〕同意されたなら解任されるべきではない。五〔法〕とは何か。(1) 欲望故に歩まないこと、(2) 怒り故に〔歩ま〕ないこと、(3) 怖れ故に〔歩ま〕ないこと、(4) 愚かさ故に〔歩ま〕ないこと。(5) 既に指示されたヴィハーラと未だ指示されていないヴィハーラを知っていることである。以上の五法を具足する者は、ヴィハーラの指示者として〔未だ〕同意しなければ、同意すべきである。〔既に〕同意されたなら、解任すべきではない。

また更に、以下の様にして、同意されるべきである。臥坐処の設置をして、鐘を鳴らして、質問の言葉でもって、比丘達に質問して後、サンガ全体が参席し参座した時、-この間、以前の通り、〔仕事に耐える〕能力を吟味すべきである。

『しかじかの名前を持つあなたは、サンガのヴィハーラの数々を指示することに耐えるか。』と〔問うことによって〕。

もしも、〈彼が〉耐えるならば、〈彼は『私は耐えます。』と発言すべきである。その後、〉一人の比丘が〔以下の様に〕告示をしてから、〔彼は〕責務を実行すべきである。『大徳達とサンガは聞くべし。しかじかの名前を持つこの者はヴィハーラの指示者たる比丘であり、サンガのヴィハーラの数々を指示することに耐えます。もしも、彼（＝ヴィハーラを指示する比丘）が、サンガにとっての適時の到達を、〔サンガが〕待つことができれば、サンガがしかじかという名のヴィハーラの指示者を同意し得るということをサンガは承認することになる。』という以上のことが告示である。

責務を実行すべきである、〔と言われたことについては、〕『大徳方とサンガは聞くべし。しかじかという名を持つこの者、すなわち、ヴィハーラの指示者たる比丘は、サンガのヴィハーラの数々を指示することに耐える。それ故、サンガはしかじかという名を持つヴィハーラの指示者たる比丘に同意する。〔と発言された時、〕しかじかの名を持つヴィハーラの指示者たる比丘に同意することを許可する比丘達は、沈黙しなさい。同意しなければ、語りなさい。』〔ということの意味する。〕

しかじかの名を持つヴィハーラの指示者たる比丘が、サンガによって同意された〔場合〕、サンガによって待たれたこと、承認されたこと〔については、〕沈黙に基づき〔知られる〕。同様に、私

¹⁴¹ 原文では *avakāsayitavya* である (Gnoli, p. 54, l. 25)。BHSD では "to be given a chance to work (in a certain function)" (p. 69b) という意味が挙げられる。Tib では *dyung bar bya'o* (P. 211a6; D. 221a6) とされており、「放棄されるべきである」あるいは「与えられるべきである」という両方の意味に解釈できる。しかし、ここでは、五法を具足した比丘はヴィハーラの指示者として相応しくないと語られている文脈である。BHSD の *avakāsayati* の項目では (p. 69b)、パーリ語 *avakassati* から "removes, dismisses" の意味が挙げられているので、*avakāsayitavya* を *avakāsayitavya* に訂正し、「放棄されるべき」の意味で解する。

は以下のことを取り決めよう。食事の指示者¹⁴²・粥¹⁴³の準備者・固形の食べ物の配分者¹⁴⁴・こまごました物の準備者¹⁴⁵・倉庫の番人¹⁴⁶・衣の番人¹⁴⁷・〈衣の配分者¹⁴⁸〉・雨期用の衣の番人¹⁴⁹・雨期用の衣の配分者¹⁵⁰・使者の管理者（浄人主）¹⁵¹はヴィハーラの指示者と同じ様〔に承認されるの〕であり、〔そして〕五法を [p. 56] 具足した者は、素晴らしいものを準備する者(?)¹⁵²たる比丘として同意されず、同意されるべきではない。五〔法〕とは何か。(1) 欲望故に流されること、(2) 怒り故に〔流されること〕、(3) 愚かさ故に〔流されること〕、(4) 怖れ故に流されること。(5) 素晴らしいものと素晴らしくないものとを知らないことである。

しかし、〔以下の〕五法を具足する者は、素晴らしいものを準備する者として同意されていないなら、同意すべきである。〔既に〕同意されたなら、解任すべきではない。五〔法〕とは何か。(1) 欲望故に歩まないこと。(2) 怒り故に〔歩ま〕ないこと、(3) 愚かさ故に〔歩ま〕ない

¹⁴² 原文では bhaktoddeṣaka (Gnoli, p. 55, l. 23) である。Tib では zas la bsko ba (P. 211b5; D. 221b7)。その役割は、雨安居の期間中に全員が施食を受けるために、在家者托鉢に訪れる時間や場所布施されたから改めて比丘達に均等に配分することとされる。役職名はみられないが、内容については (p.35, l.11) に既出。『十誦律』では、「知食人」「差食人」とある。(大正 23, p.249a2-18)。

¹⁴³ 原文では yavāgūcāraka (Gnoli, p. 55, l. 23) である。Tib では thug pa 'drim pa (D. 'brim pa) (P. 211b5; D. 221b7)。役職名はみられないが、内容については (p.50, l.10-20) に既出。『十誦律』では、「分粥人」とある。その役割は、布施されたお粥を一旦全部大きな器に集めてから改めて比丘達に均等に配分することとされる (大正 23, p.249a2-18)。Pāli では yāgūhājaka である。

¹⁴⁴ 原文では khādyakabhājaka (Gnoli, p. 55, l. 23) である。Tib では bag chos 'drim pa (D. 'brim pa) (P. 211b5; D. 221b7)。『十誦律』では、「分帯鉢那人」とある。帯鉢那とは、胡麻歡喜丸・石蜜歡喜丸・蜜歡喜丸・舍俱梨餅・波羅餅・曼提羅餅・象耳餅・餛飩餅・閻浮梨餅のこと。その役割は、布施された餅などを比丘達に均等に配分することとされる (大正 23, p.249a19-b3)。Pāli では khajjakabhājaka である。

¹⁴⁵ 原文では yatkiṃciccāraka (Gnoli, p. 55, ll. 23-24) である。Tib では phran tshegs 'drim pa (D. 'brim pa) (P. 211b5; D. 221b7)。

¹⁴⁶ 原文では bhāṇḍagopaka (Gnoli, p. 55, l. 24) である。Tib では snod spyad 'drub pa (P. 211b5; D. 221b7)。Pāli では bhāṇḍāgārika である。

¹⁴⁷ 原文では cīvaragopaka (Gnoli, p. 55, l. 24) である。Tib では gos sbed pa (P. 211b5; D. 222a1)。『十誦律』では、「守護衣人」とある。その役割は、衣の受け取り全般と衣の保管の責任者とされる (大正 23, p.250a21-b3)。

¹⁴⁸ 原文では cīvarabhājaka (Gnoli, p. 55, ll. 24-25) である。Tib では gos 'ged pa (P. 211b6; D. 222a1)。『十誦律』では、「分衣人」とある。その役割は、衣の枚数などの把握や衣の配分責任者とされる (大正 23, p.250b3-16)。Pāli では cīvarabhājaka である。

¹⁴⁹ 原文では varṣāsāṭigopaka (Gnoli, p. 55, l. 25) である。Tib では dbyar gyi ras chen sbed pa (P. 211b6; D. 222a1)。水衣 (水浴び用の衣) には vassikasāṭika (雨浴衣) と udakasāṭika (水浴衣) がある。

¹⁵⁰ 原文では varṣāsāṭibhājaka (Gnoli, p. 55, l. 25) である。Tib では dbyar gyi ras chen 'ged pa (P. 211b6; D. 222a1)。『十誦律』では「分浴衣人」とある。その役割は、水浴び用の衣の配分とされる (大正 23, p.250b17-18)。Pāli では sāṭiyagāhāpaka である。

¹⁵¹ 原文では preṣaka (Gnoli, p. 55, l. 25) である。Tib では mngag gzhug pa (P. 211b6; D. 222a1)。『十誦律』では「使浄人主」とある。その役割は、比丘達の世界や雑用をする浄人達 (在家信者が従事) を管理することである。任命の目的は、塔に関する作業、四方サンガのための作業、食事や飲食物の世界など全ての現前サンガへの世話をいきわたらせることとされている。(大正 23, p.251a8-14)。

¹⁵² 具体的な職務 (労働) 内容は不明。原文では prāsādavārika (Gnoli, p. 56, l. 1) である。Tib では mdzes pa 'chos pa (P. 211b6; D. 222a1)。

こと、(4) 怖れ故に〔歩ま〕ないこと。(5) 素晴らしいものと素晴らしくないものを知っていることである。

摂頌

ヴィハーラと食事の指示者・粥と固形の食べ物と、こまごましたもの・倉庫の番人、二つの衣と、雨期用の衣の番人・雨期用の衣の配分者・浄人主、また、素晴らしいものを準備する者、〔以上の〕十二人が想起された。

〔以上、〕臥坐具事が完了した。

(完)

The place of practice Buddhist Monks —a Japanese translation of the *Śayanāsanavastu* of the *Mūlasarvāstivādinaya* (2) —

Summary

This is a translation of the latter half of the *Śayanāsanavastu*, i.e., ‘Section on Bedding and Seats’ (a collection of rules related to the place of practice of Buddhist monks), of *Mūlasarvāstivādinaya*, of which the first half I translated in the *Journal of Indian and Tibetan Studies*, vol.15. This portion describes the donation of vihāras by lay believers such as Anāthapiṇḍada and tells how the Buddhist Saṃgha should receive the donation of vihāra and manage it.

It explains the reason why Anāthapiṇḍada donated the Jetavana vihāra in his present life. It is told that just as he donated a land to the six former Buddhas in the past, he will donate it to Maitreya Buddha in the future. This story is not mentioned in other Vinayas, viz. Pāli Vinaya and the other four Vinayas preserved in Chinese translations (『四分律』, 『十誦律』, 『五分律』, 『摩訶僧祇律』). It is to be noted that *Śayanāsanavastu* depicts Anāthapiṇḍada as a symbolic person of the great donation to the Buddhist Saṃgha. It also prescribes that monks should share with laymen such facilities of public benefit as a well in vihāra, which suggests that surrounding vihāra there was a relation of mutual dependence between monks and laymen.

<キーワード> *Śayanāsanavastu*、vihāra、vihāra-uddeśa、根本説一切有部律、臥坐具犍度、給孤独長者、ウパーリ、ウパナンダ、ストゥーパ、精舎、布施